

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	市民ホール整備について	文化政策課
2	小田原市博物館基本構想について	生涯学習課
3	第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について	図書館
4	小田原市スポーツ振興基本指針の改正について	スポーツ課
5	生活保護担当職員が着用していたジャンパーについて	生活支援課
6	小田原市立病院院内保育所における入所幼児の死亡について	経営管理課
7	小田原市立小学校の児童への資料の誤配付について	教育指導課

平成29年 1月30日

市民ホール整備について

1 市民説明会の開催結果について

名 称	日 時	場 所	参加者数
市民ホール整備方針に係る 市民説明会	平成28年12月23日(祝・金) 午前10時から正午まで	市役所大会議室	133名

2 整備に向けての検討状況

(1) 想定建築単価

建設費の1㎡当たりの単価を約80万円と想定。

(2) 想定施設規模

7,000㎡以上。

市民ホール基本計画(平成24年4月)から、展示系機能、創造系・支援系機能、交流系機能の面積を縮小する必要がある。

<参考>

市民ホール基本計画における各機能の想定面積

区 分	想定面積
① 大ホール系機能	3,800㎡程度
② 小ホール系機能	1,600㎡程度
③ 展示系機能	450㎡程度
④ 創造系・支援系機能	1,000㎡程度
⑤ 交流系機能	550㎡程度
⑥ 管理系機能、その他	—

合計 7,400㎡程度

(3) 要求水準書の作成

関係団体等と意見交換を実施。年度内に必要諸室を示す。

(4) 事業者選定方法

求める機能・性能、優れたデザイン、コスト低減の3つの要素を実現するため、設計者を重視したデザインビルドの手法となり得る新たなプロポーザル方式を検討している。

小田原市博物館基本構想について

本市における博物館施設は、郷土文化館の老朽化や移転問題などの様々な課題を抱えていることから、その解決に向けて「本市にふさわしい博物館のあり方」を示す博物館構想を策定することとし、平成26年度に有識者による小田原市博物館構想策定委員会（委員長 明治大学教授 矢島國雄氏）を設置した。

同委員会からの『小田原市博物館基本構想（答申）』の内容を踏まえ、『小田原市博物館基本構想』を策定した。

今後は、本基本構想を指針として、本市の現状に則して博物館の整備を進める。

1 策定の背景

- ・ 『小田原市文化振興ビジョン』（平成24年3月策定）で博物館施設を「文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在」とし、「常に情報や施設、設備を更新し、高い水準を保つ」取組を進めることを掲げた。
- ・ 小田原市総合計画『おだわら TRY プラン』前期基本計画・第2次実施計画（平成26年3月策定）に「重要資料展示施設の検討」を位置付けた。

2 策定の経過

- ・ 平成25年9月、小田原市博物館構想庁内検討委員会を設置。
平成26年度の『小田原市博物館基本構想提言書』の内容を継承しつつ、今日的な課題を整理し、新たな基本構想の策定に向けた準備に着手。
- ・ 平成26年8月、外部有識者8名で構成する小田原市博物館構想策定委員会を設置。
「本市にふさわしい博物館のあり方」の指針となる『小田原市博物館基本構想』について諮問。
- ・ 全9回の会議を経て平成28年7月、同委員会より答申。
- ・ 同委員会からの答申の内容を踏まえ、『小田原市博物館基本構想』を策定。（別紙参照）

3 今後の取組

- ・ 郷土文化館を含む既存施設が収蔵する資料の調査・整理、地域資源の掘り起しとマッピング、市民と協働した活動推進に向けたサポーターの養成などの取組を先行して実施。
- ・ 小田原市総合計画『おだわら TRY プラン』後期基本計画の中で策定を目指す『小田原市博物館基本計画』において、施設設備、立地、運営主体等の具体的な要件を整理。

小田原市博物館基本構想（概要）

課題

- 老朽化と移転問題を抱える郷土文化館
- 既存施設間の機能分担と連携【松永記念館・尊徳記念館・天守閣・文学館など】
- 活用を待つ豊かな地域資源【史跡・歴史的建造物・祭事・なりわいなど有形無形の文化財】

基本的な考え方と目指す姿

—小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館—

上記実現への4つの視点

■小田原の歴史をたどる

小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象。広い視野に立って活動を展開する

■「小田原の宝」を守り未来に伝える

博物館資料+地域資源＝「小田原の宝」が、適切に保存・活用される環境を整える

■市民とともに活動する

市民とともに活動し、時代の要請に応じて成長する

■まちをまるごと博物館にする

新しい博物館が中核となり、既存施設や市民とともに、まちをまるごと博物館と見立てて活動する
本市の文化観光の推進に寄与する

—新しい博物館— Odawara New Museum

方向性

- 小田原の歴史・文化を伝える
歴史総合博物館
※歴史・考古・民俗分野を主体とする
- 誰でも使いやすい博物館
※ユニバーサルデザインを導入する
- 市民と育てる博物館
※市民と博物館が協働、活動に市民の声を反映する
- 学校教育と連携した博物館
※需要の掘り起し、授業への活用を図る
- 災害に強い安全な博物館
※利用者の安全、資料の保全を確保する
- 情報を集約し発信する博物館
※「小田原の宝」の情報を網羅し提供する
- 連携の中核となる博物館
※既存施設の機能補完、地域資源の回遊拠点とする

活動

- 学びを支える・分かち合う
—教育・普及—
※様々な資料を用い、利用者の学びを支援する
- みせる・知らせる
—展示・情報発信—
※誰にでもわかりやすい展示をし、常設展は定期的な見直しを行う
- 調べる・明らかにする
—調査・研究—
※市民と協働した活動も行い、その成果を生かす
- 集める・守り伝える
—収集・保管—
※収集した資料や情報を将来にわたって活用できるようにする

施設設備・立地

- ・登録博物館、公開承認施設としての要件を備える
※国宝・重要文化財が展示できる
- ・地域資源が集中し、交通の利便性が高い城址公園周辺が候補地
本市の現状に則して検討する

運営・組織

- ・入館料は原則無料を前提に検討する
- ・館の運営主体は活動の継続性を重視して選定する
- ・館の方向性と活動を実現できる職員体制を整える
- ・外部より客観的な意見を得る場を定期的に設ける

小田原市博物館基本構想

平成 29 年 1 月

小田原市教育委員会

【 目 次 】

策定にあたって

1	博物館構想の背景	1
	(1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館	
	(2) 既存施設間の機能分担と連携	
	(3) 活用を待つ豊かな地域資源	
2	基本的な考え方と目指す姿	2
	—小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館—	
	(1) 小田原の歴史をたどる	
	(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える	
	(3) 市民とともに活動する	
	(4) まちをまるごと博物館にする	
3	新しい博物館の方向性	4
	(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館	
	(2) 誰でも使いやすい博物館	
	(3) 市民と育てる博物館	
	(4) 学校教育と連携した博物館	
	(5) 災害に強い安全な博物館	
	(6) 情報を集約し発信する博物館	
	(7) 連携の中核となる博物館	
4	新しい博物館の活動	6
	(1) 学びを支える・分かち合う —教育・普及—	
	(2) みせる・知らせる —展示・情報発信—	
	(3) 調べる・明らかにする —調査・研究—	
	(4) 集める・守り伝える —収集・保存—	
5	新しい博物館の施設設備・立地	7
	(1) 望ましい施設設備	
	(2) 望ましい立地	
6	新しい博物館の運営	8
	(1) 管理運営の基本方針	
	(2) 運営主体	
7	新しい博物館の組織	8
	(1) 職員の体制	
	(2) 博物館協議会の設置	

参考資料

『小田原市博物館基本構想（答申）』

策定にあたって

小田原市（以下「本市」という。）における博物館施設は、以下に述べる「1 博物館構想の背景」に示すとおり、様々な課題を抱えている。これら諸課題に対応するため、平成 23 年度から 34 年度までを計画期間とする総合計画『おだわら TRY プラン』前期基本計画・第 2 次実施計画において「重要資料展示施設の検討」を位置付けた。また、平成 24 年 3 月に本市の文化振興の方向性を示す指針として策定した『小田原市文化振興ビジョン』において、博物館施設を「文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在」とし、「常に情報や施設、設備を更新し、高い水準を保つ」取組を進めることを掲げた。

これらを受け、平成 25 年 9 月に小田原市博物館構想庁内検討委員会を設置。平成 6 年度の『小田原市博物館基本構想提言書』の内容を継承しつつ、今日的な課題を整理し、新たな基本構想の策定に向けた準備に着手した。

その後、平成 26 年 8 月に小田原市教育委員会の附属機関として小田原市博物館構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、「本市にふさわしい博物館のあり方」の指針となる『小田原市博物館基本構想』について諮問した結果、平成 28 年 7 月に答申を受けた。

小田原市教育委員会では、策定委員会からの答申の内容を踏まえ、『小田原市博物館基本構想』を策定した。

今後は、本構想を指針として、本市の現状に則して博物館の整備を進める。

1 博物館構想の背景

（1）老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館

小田原市郷土文化館（以下「郷土文化館」という。）は、市民が研究のために自ら収集した資料を持ち寄るなど、市民の強い要望と活動によって昭和 30 年に設立され、本市の文化活動の拠点としての役割を果たすことが期待されてきた。

しかし、設立当初から現在まで、学校など異なる目的で建設された既存建物の転用によって運営されており、施設の制約などから展示や教育・普及、収蔵機能などについて、必ずしも十分な機能を果たすことができていない。

国指定史跡内にある現在の建物は、昭和 20 年の建築で老朽化が著しく、昭和 57 年 4 月に策定された『史跡小田原城跡整備の理念と方針』及びこれに基づく『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』では、現在地から移転すべき施設とされている。

これらのことから、郷土文化館の機能を発展的に継承した新しい博物館を整

備し、郷土文化館の移転問題の解消を図り、市民の期待に応えていく必要がある。

(2) 既存施設間の機能分担と連携

本市には、郷土文化館のほかにも、小田原市郷土文化館分館松永記念館、小田原市尊徳記念館、小田原城天守閣、小田原文学館などの博物館的な機能を持った施設（以下「既存施設」という。）が複数存在し、各々が収蔵資料（以下「博物館資料」という。）を有している。郷土文化館の発展的継承に伴い、これらの既存施設についても、本市の博物館活動全体を振興するための視点でその役割や活動を見直して、博物館資料の利用や情報の交換、職員の協力体制の構築など相互の連携、施設の特色を生かした分担などを図る必要がある。

また、展示機能を持たないが、市史編さん資料や出土品、公文書など、小田原にとって重要である歴史的な資料を管理する、小田原市立図書館、文化財課所管の収蔵庫、小田原市役所本庁舎内集中書庫など関係する施設もあり、こうした施設や部署とも所蔵する資料を活用できるように連携を図る必要がある。

(3) 活用を待つ豊かな地域資源

本市には、史跡や歴史的建造物、祭事やなりわいなど施設内に収めることができない有形無形の文化財（以下「地域資源」という。）が豊富に存在し、その多くは小田原城址公園周辺に集中している。史跡などの一部は整備され、現地での保存・活用が図られているが、積極的な保存・活用のための取組が十分でないものも少なくない。地域資源を継承し、市民が活用していくために、地域資源の情報を集約し、より積極的に博物館活動の中に取り込んでいく必要がある。

2 基本的な考え方と目指す姿

－小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－

本市が将来的に目指す博物館活動の姿は、1、郷土文化館の後継施設の必要性、2、既存施設の役割の見直しと連携、3、博物館資料及び地域資源の保存と活用など、前章に示した背景を踏まえたものとなる必要がある。

さらに、郷土文化館の設立が市民の強い要望によるものであり、市民の思いが博物館活動推進の根底にあることを踏まえ、本市が目指す博物館活動の姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とする。

この姿を実現するため、次に挙げる4つの視点を設け、新しい博物館の整備だけにとどまらず、既存施設や関係する施設などの諸活動を含めて、博物館資料と地域資源からなる「小田原の宝」を生かした活動を展開していくことを目指す。

(1) 小田原の歴史をたどる

小田原は、大化の改新以前には現在の神奈川県西部に存在したとされる師長国、律令制以降は相模国足下郡（足柄下郡）、中世中期以降はこれに同上郡を加えた西郡、近世以後は再び足柄下郡に属していた。この間、中世後期には戦国大名小田原北条氏の領国の中心、近世には小田原藩領の本拠地、明治初年には足柄県の県庁所在地となり、以後は現在まで神奈川県西部の中核的都市として存在している。

こうした歴史的な経過もあることから、神奈川県西地域は、現在も相互に密接な関わりを持ち、ひとつの生活圏ととらえられている。小田原という地域を理解するため、小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象とし、さらに小田原の日本史上に占める位置付けを踏まえ、日本はもとより世界を含む広い視野に立った博物館活動を展開することを目指す。

郷土文化館の発展的な継承という観点からも、上記の地域の歴史・文化について総合的にたどることのできる仕組みを整えていく。

(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える

博物館の諸活動の基盤となる博物館資料及び地域資源は、地域の文化を示す貴重な資産であり、適切に保存し未来に引き継ぐべきものである。しかし、これら「小田原の宝」は保存のための取組をしなければ、やがて失われていってしまう。

そこで、現在のみならず未来の人々が「小田原の宝」を活用できるよう、博物館資料や地域資源の内容や価値を明らかにして、その重要性を訴え、適切に保存されていく環境を整えていくことに努める。

(3) 市民とともに活動する

本市では、「小田原の宝」を用いた市民の郷土学習が活発に行われてきた。博物館は生涯学習施設として、利用者に学習機会を提供するだけでなく、市民とともに活動し、時代の要請に応じて成長する必要がある。そのためには、市民にとって施設・活動の両面で利用しやすい博物館とならなければならない。

市民が主体的に博物館活動に参加できるよう、学習のきっかけづくりから、学習成果の活用に至るまでの仕組みを整え、市民とともに博物館活動を推進する。

(4) まちをまるごと博物館にする

既存施設や「小田原の宝」をより効果的に活用していくためには、博物館活動を施設の中だけではなく、まちじゅうを博物館の活動の場としてとらえた取組が求められる。

こうした取組を推進するためには、既存施設や市民団体などと協力し、「小田原の宝」の情報が誰にでも利用できる環境を整備し、市民が小田原を知るきっかけをつくる必要がある。

「小田原の宝」の情報を基に、市民が直接地域資源に触れて行うより深い学びを通じ、生活の中の様々な事柄の意味が市民に改めて認識される。市民による小田原の再発見が行われることにより、「小田原の宝」を保護・保存する意識も育つ。

また、博物館資料や地域資源についての学びを生かした市民による情報発信は、他の市民の学習の助けとなるとともに、これまで博物館活動に参加してこなかった市民が新たに参加するきっかけともなる。

こうした市民団体や既存施設などの取組に加え、新しい博物館が整備され、その中核としての役割を果たすことにより、まちをまるごと博物館にする活動が大きく推進される。

さらに、本市には小田原城跡をはじめとする、観光資源ともなり得る地域資源があることから、まちをまるごと博物館にする活動により本市の文化観光が推進され、来訪者の満足度も高まることが期待できる。

3 新しい博物館の方向性

前章で述べた本市の博物館活動の目指す姿に向けた取組を推進するために、郷土文化館を発展的に継承した新しい博物館の整備が必要である。

その整備にあたり、新しい博物館に求められる方向性を次に掲げる。

(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館

小田原は全国的にも歴史都市として知られており、歴史的・自然的背景のもとに営まれた多様な産業や民俗文化財も継承されている。

新しい博物館は、地域の歴史・文化を理解し、共有し、継承するために、単に歴史上の大きな事件の羅列といったものではなく、この地に生きた人々の日々の暮らし、社会や文化、小田原の歴史的・自然的背景を多角的に明らかにすることを目指す。

この実現のため、主に歴史・考古・民俗資料を扱いつつ、必要に応じて美術資料や自然科学資料も扱う、歴史総合博物館とする。

(2) 誰でも使いやすい博物館

新しい博物館は、年齢・性別・国籍・言語・文化の差異や、障がいの有無を考慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰にでも利用しやすく、楽し

める施設となることを目指す。

また、利用者の求めに応じて博物館資料や地域資源の紹介ができる体制を整え、利用者の博物館活動への参加を促す。

(3) 市民と育てる博物館

博物館活動の発展のために、博物館の専門的職員である学芸員が、活動の基盤となる調査・研究活動を充実させる必要があるのは言うまでもない。一方、本市には博物館資料や地域資源の学習成果を社会に生かす活動を行っている市民団体などが存在する。

新しい博物館は、調査・研究活動を博物館が独自に行うだけでなく、市民の研究成果を蓄積するとともに、市民と博物館が協働で調査・研究活動を行うなど、市民に開かれた場となることを目指す。また、常に博物館活動に市民の声を反映し見直しを行っていく。

(4) 学校教育と連携した博物館

豊富な博物館資料を活用し、実物を用いた教育活動を担うことができるのが博物館の特色である。

新しい博物館は、子どもたちが地域を知る手助けをしていくためにも、学校教育と連携し、その需要の掘り起こしに努めるとともに、授業に活用できる展示や、体験学習の充実を図る。また、博物館から学校に出向いて行う講座などの活動を充実させる。

(5) 災害に強い安全な博物館

小田原は周期的な大地震が想定されている地域である。

新しい博物館は、不特定多数の人が集まる施設であるため、災害や防犯に対して十分に考慮したものとする。

また、新しい博物館は、地域の貴重な資料を守り、未来に伝えていく施設として、博物館資料を保全する体制を十分に整える。さらに、有事の際に文化財などの救援の拠点となることも検討する。

(6) 情報を集約し発信する博物館

新しい博物館は、小田原の歴史・文化に関する情報について、收藏される博物館資料だけではなく、既存施設で收藏する博物館資料の情報や地域資源の情報を広く収集し、一元管理することを目指す。

また、博物館資料のデジタル化を推進し、管理する情報を利用者が活用しやすい環境を整え、併せて収集した地域資源の情報の活用が図られるよう、積極的に情報を発信する。

(7) 連携の中核となる博物館

新しい博物館は、既存施設間の連携体制の要となり、本市の既存施設の中核としての役割を担う。

また、活動面はもとより、既存施設の抱える課題などを補う役割を果たす。

さらに、市民が地域資源を学ぶ場となるとともに、まちをまるごと博物館とした取組を推進するため、地域資源への回遊を促す拠点となることを目指す。

なお、公文書、美術資料など、新しい博物館において主として扱う分野と異なる資料については、既存施設などと連携し、その保存の場や活用の方法について検討する必要がある。

4 新しい博物館の活動

(1) 学びを支える・分かち合う ー教育・普及ー

博物館は生涯学習施設として、様々な資料を用い、利用者の学びを支援する必要がある。そのため、利用者の意向に応え、誰もが博物館を活用できるよう、体験学習や講座などの教育・普及事業の充実を図ることが求められる。特に子どもたちに対しては、多様な形で学びを支援し、興味を掘り起こすよう働きかける必要がある。

新しい博物館は、博物館を積極的に利用することのなかった人々の興味関心を掘り起し、博物館の利用につなげる活動に取組むとともに、学校教育とも連携できるように環境整備に努め、学校や教職員に対する情報提供を行う。

また、博物館に蓄積された歴史・文化に関する情報や現在まで守られてきた地域資源を未来にも継承していくため、「小田原の宝」を保存・活用することの重要性について積極的に発信する。

(2) みせる・知らせる ー展示・情報発信ー

新しい博物館は、小田原を中心とした歴史・文化について、子どもから大人まで誰にとってもわかりやすい展示を行うことに努める。展示では歴史・考古・民俗の資料を中心に用いながらも、美術資料や自然科学資料など、関連諸学の成果も用い、平板に陥らないことを目指す。

また、小田原の歴史・文化をたどる常設展のほか、個別にテーマを設けた特別展や企画展などを実施する。特別展や企画展の開催にあたっては、魅力ある展示とするためにも、国宝・重要文化財などの展示を視野に入れる。これらの展示には、最新の調査・研究の成果を反映させ、常設展については定期的な見直しを行うよう努める。

(3) 調べる・明らかにする ー調査・研究ー

新しい博物館は、博物館活動の基礎となる調査・研究活動を充実させ、様々な資料や地域資源の学術的・文化的価値を明らかにするとともに、博物館学的研究も行う。

また、市民と協働した調査・研究活動や、市民が行った調査・研究成果を蓄積し、教育・普及活動や、展示に生かすよう努める。

(4) 集める・守り伝える ー収集・保存ー

新しい博物館は、小田原を中心として広く関連する地域の歴史・文化を示す資料を積極的に収集し、将来にわたって活用できるようにするため、適正な保存環境を整えるとともに、災害などに対する備えに努める。

また、地域資源に関する情報を収集し、市民による地域資源の現地での保存に協力するとともに、誰でも容易に利用できるよう整理に努める。

5 新しい博物館の施設設備・立地

(1) 望ましい施設設備

新しい博物館は、博物館として不可欠な常設展示室や特別展示室、収蔵庫などのほか、市民活動を支え、市民とともに活動する場となるためにも、講堂や体験学習室、会議室、図書室などが必要である。中核としての役割を果たし、回遊の拠点となるためには、地域資源と利用者をつなぐ情報コーナーなども必要である。そのほかミュージアムショップ、休憩スペースなどの設置を検討する。

また、これらの施設設備は、誰にとっても利用しやすいものを目指し、定期的に利用者のニーズや技術革新を反映させ、見直しに努める。

こうした活動を担保するために、『博物館法』の定める「登録博物館」としたうえで、『文化財保護法』の規定に基づく「公開承認施設」の要件を満たし、国宝・重要文化財の展示が可能になることを目指す。収蔵庫については、将来の需要を考慮して十分な広さを確保し、適正な温湿度の管理がされている環境を整える。

なお、建物の外観については、立地する地域の周辺環境に配慮した意匠とする。ただし、外観を重視するあまり機能性が損なわれるようなことがないように配慮する。

さらに、利用者にとって来館しやすく、学校教育との連携を推進するためにも、バスが駐車できる十分な広さをもった駐車場の確保に努める。

(2) 望ましい立地

新しい博物館の立地は、施設が備える機能を前提に必要な規模が求められるが、誰もが利用しやすい環境であるという点が重要である。立地の選定にあたっては、新しい博物館の方向性や活動、利用者・周辺施設や環境への配慮、将来の増改築や活動を見越した余地、地震・津波などの災害への備えを考慮する。とりわけ、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促すためにも、地域的にかたよらず、交通の利便性を十分に考慮する必要がある。

こうしたことから、新しい博物館の主要テーマとも深く関わり、既存施設を含めた様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうるが、今後、本市の現状に則して検討を進める。

6 新しい博物館の運営

(1) 管理運営の基本方針

新しい博物館では、日常的な博物館資料の管理や施設設備のメンテナンス、定期的な施設および資料の燻蒸などのため、必要な休館日を設定する。

また、誰でも利用しやすい博物館とするため、入館料については『博物館法』の趣旨に則り、原則的には徴収しない、あるいは可能な限り低廉な額に設定することを前提に検討を進める。

(2) 運営主体

博物館の運営は、博物館資料の管理や調査・研究を含め、長期的な視点に立った継続的な活動が求められる。また、市民とともに活動し、積極的に活用される博物館を目指すためにも継続性の確保に努めなければならない。そのため、新しい博物館は、こうした活動を最も効果的に推進しうる運営主体を選定する。

7 新しい博物館の組織

(1) 職員の体制

新しい博物館は、本市の博物館機能の中核を担う施設であることから、『博物館法』の「登録博物館」の条件と『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』に沿うものとする。

新しい博物館の方向性と活動を実現するために、専門性を有する十分な数の学芸員の任用に努める。特に、博物館を市民の学習拠点とし、市民との連携や協働で活動を進めるために、各種関連事業を企画し、市民の学習活動を支援する教育・普及を担当する学芸員の配置に留意する。

(2) 博物館協議会の設置

新しい博物館では、外部より運営に関する客観的な意見を得る場を定期的に設ける。郷土文化館に設置されている小田原市郷土文化館協議会を継承する形で、博物館協議会を設置し、博物館の運営などについて協議・審議するとともに、有効な助言などを得る体制を整える。

参考資料

『小田原市博物館基本構想（答申）』

1	小田原市博物館基本構想（答申）本文	1
2	小田原市博物館構想策定委員会規則	13
3	小田原市博物館構想策定委員会委員名簿	14
4	小田原市博物館構想策定委員会の検討経過	15
5	博物館法	16
6	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	25
7	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開 に係る博物館その他の施設の承認に関する規程	28

小田原市博物館基本構想 （答申）

平成 28 年 7 月 21 日

小田原市博物館構想策定委員会

はじめに

小田原市（以下「本市」という。）は、相模灘・箱根連山・酒匂川など豊かな自然環境に恵まれている。また、小田原城跡・石垣山・江戸城石垣石丁場跡（早川石丁場群関白沢支群）の 3 つの国指定史跡や二宮尊徳生家などの県指定建造物をはじめ、羽根尾貝塚・中里遺跡・千代寺院跡など全国的にも重要な遺跡などを有している。これに加え、国指定重要無形民俗文化財の相模人形芝居下中座に代表される伝統芸能や祭事、多様ななりわいなどにも恵まれており、これらは本市の大きな特色となっている。本市ではこうした地域の特性を生かした本格的な博物館の整備が市民から望まれてきた。

一方、地域の歴史・文化を、次代を担う子どもたちに伝えていくことの重要性などから、学校教育と社会教育の連携も社会的に強く求められ、生涯学習施設としての博物館に対する需要は、とみに高まっている。

本市では、平成 3 年度に小田原市博物館基本構想策定委員会を設置し、平成 6 年 3 月に提言書の提出を受けたが、新しい博物館の整備には至らなかった。

その後、平成 23 年度から 34 年度までを計画期間とする総合計画『おだわら TRY プラン』において、未来への投資（先導的施策）として「文化力を高める」ことが掲げられた。

また、平成 24 年 3 月に本市の文化振興の方向性を示す指針として策定された『小田原市文化振興ビジョン』において、博物館施設は「文化が蓄積され、利活用されていくために欠かせない存在」として位置付けられた。

さらに、『おだわら TRY プラン』の第 2 次実施計画において「重要資料展示施設の検討」が位置付けられたことから、平成 26 年度に小田原市博物館構想策定委員会が設置され、教育委員会より小田原市博物館基本構想について諮問を受けた。

博物館構想策定委員会では上記の経緯を踏まえ、基本的には平成 6 年 3 月の提言書の内容を継承しつつ、博物館に収蔵される資料（以下「博物館資料」という。）だけでなく、史跡や歴史的建造物、祭事やなりわいなどの施設に収めることができないもの（以下「地域資源」という。）も対象とし、これら「小田原の宝」を活用していく視点を加えて検討を行った。そこで、「小田原の宝」をつなぎ、まちをまるごと博物館とする方向を考え、今後、整備される新しい博物館については、本市の博物館機能の中核を担う施設として位置付けた。また、博物館資料・地域資源の学術的・文化的価値を明らかにし、それらが将来にわたって活用され続けるために万全の保護・保存を進めるということにも留意して、本市に

ふさわしい博物館のあり方について「小田原市博物館基本構想」として取りまとめた。

1 博物館構想の背景

(1) 老朽化と移転問題を抱える小田原市郷土文化館

小田原市郷土文化館（以下「郷土文化館」という。）は、市民が研究のために自ら収集した資料を持ち寄るなど、市民の強い要望と活動によって昭和30年に設立され、本市の文化活動の拠点としての役割を果たすことが期待されてきた。しかし、設立当初から現在まで、用途の異なる目的で建設された既存建物の転用によって運営されており、施設の制約などから展示や教育・普及、収蔵機能などについて、必ずしも十分な機能を果たしてこなかった。

国指定史跡内にある現在の建物は昭和20年の建築で老朽化が進み、また昭和57年4月に策定された『史跡小田原城跡整備の理念と方針』及びこれに基づく『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』により、史跡小田原城跡整備において現在地から移転すべき施設とされている。

これらのことから、郷土文化館の機能を発展的に継承した新しい博物館を整備し、郷土文化館の移転問題の解消を図るとともに、その設立当初からあった市民の期待に応えていく必要がある。

(2) 既存施設間の機能分担と連携

本市には郷土文化館のほかにも、小田原市郷土文化館分館松永記念館、小田原市尊徳記念館、小田原城天守閣、小田原文学館などの博物館的な機能を持った施設（以下「既存施設」という。）が複数存在している。

郷土文化館の発展的継承に伴い、これらの既存施設についても、本市の博物館活動全体を振興するための視点でその役割や活動を見直す必要がある。併せて、所蔵する博物館資料の利用や情報の交換、職員の協力体制の構築など相互の連携を推進するとともに、所蔵する博物館資料や施設の特徴を生かした分担を図り、その機能を高め、博物館資料を適切に保存・活用すべきである。

また、展示機能を持たないが、市史編さん資料や出土品、公文書など、小田原にとって重要である歴史的な資料を管理する、小田原市立図書館、文化財課所管の収蔵庫、小田原市役所本庁舎内集中書庫など関係する施設があり、新しい博物館は、これらの施設の所蔵する資料についても活用できるよう連携を考慮する必要がある。

(3) 活用を待つ豊かな地域資源

本市には、地域資源が豊富に存在し、その多くは小田原城址公園周辺に集中している。史跡などの一部は整備され、現地での保存・活用が図られているが、積極的な保存・活用のための取組が十分でないものも少なくない。これらの地域資源を継承し、市民が活用していくために、地域資源の情報を集約し、より積極的に博物館活動の中に取り込んでいく必要がある。

2 基本的な考え方と目指す姿

－小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館－

新しい博物館を整備するとともに既存施設の連携を推進し、博物館資料や地域資源を保存し、活用していくために、本市が将来的に目指す博物館活動の姿は、前章で示した背景を踏まえる必要がある。そこでは、1、郷土文化館の後継施設の必要性、2、既存施設の役割の見直しと連携、3、博物館資料及び地域資源の保存と活用が課題となっている。また、郷土文化館の設立が市民の強い要望によるものであり、市民の思いが博物館活動推進の根底にあることを踏まえ、本市の博物館活動の目指す姿を「小田原の歴史を未来へ伝え市民とつくる博物館」とする。

本市の博物館活動の目指す姿を実現するため、次に挙げる4つの視点を踏まえ、新しい博物館の整備だけにとどまらず、既存施設や関係する施設などの諸活動を含めて、「小田原の宝」を生かした活動を展開していく必要がある。

(1) 小田原の歴史をたどる

小田原は、大化の改新以前には現在の神奈川県西部に存在したとされる師長国、律令制以降は相模国足下郡（足柄下郡）、中世中期以降はこれに同上郡を加えた西郡、近世以後は再び足柄下郡に属していた。この間、中世後期には戦国大名小田原北条氏の領国の中心、近世には小田原藩領の本拠地、明治初年には足柄県の県庁所在地となり、以後は現在まで神奈川県西部の中核的都市として存在している。

こうした歴史的な経過を踏まえると、現在の神奈川県西地域は相互に密接な関わりを持っており、ひとつの生活圏ととらえられている。そのため、小田原という地域を理解するためには、小田原市域を主体としつつ、広く隣接する地域をも対象とする必要がある。さらに小田原の日本史上に占める位置付けを踏まえ、日本はもとより世界を含む広い視野に立った博物館活動を展開する必要がある。

郷土文化館の発展的な継承という観点からも、上記の地域の歴史・文化につい

で総合的にたどることのできる仕組みが必要である。

(2) 「小田原の宝」を守り未来に伝える

博物館の諸活動の基盤となる博物館資料及び地域資源は、地域の文化を示す貴重な資産であり、適切に保存し未来に引き継ぐべきものである。しかし、これら「小田原の宝」は保存のための取組をしなければ、やがて失われていってしまう。

博物館は現在のみならず未来の人々が博物館資料を活用できるよう努めなければならない。まず、博物館が収集して整理し、調査・研究して博物館資料として位置付けたものや地域資源に関する情報を、誰もがいつでも活用できるようにしていくことが必要である。また、博物館資料を含む地域資源の内容や価値を明らかにし、その重要性を訴え、それらが適切に保存されていく環境を整えていくことも必要である。

(3) 市民とともに活動する

本市では「小田原の宝」を用いた市民の郷土学習が活発に行われてきた。博物館は生涯学習施設として、利用者に学習機会を提供するだけでなく、市民とともに活動し時代の要請に応じて成長する必要がある。そのためには、市民にとって施設・活動の両面で利用しやすい博物館となるべきである。併せて、博物館は市民が主体的に博物館活動に参画できるよう、学習のきっかけづくりから、学習成果の活用に至るまでの仕組みづくりを行い、市民とともに活動していく必要がある。

(4) まちをまるごと博物館にする

既存施設や「小田原の宝」をより効果的に活用していくためには、博物館活動を施設の中だけではなく、まちをまるごと博物館の活動の場としてとらえていく必要がある。こうした活動はそもそも博物館活動に含まれているものであるが、豊富な地域資源を有する本市においては、特に重点的な取組が求められる。

そのためにはまず、新しい博物館をその中核とし、既存施設や市民団体などが相互に協力し、「小田原の宝」の情報を誰もが利用できるようにすることで、市民が小田原を知るきっかけをつくる必要がある。こうした情報を、市民が直接地域資源に触れる、より深い学びにつなげることで、生活の中の様々な事柄の意味が改めて認識されることにつながる。このようにして市民による小田原の再発見が行われ、「小田原の宝」を保護・保存する意識も育つ。

また、市民による博物館資料や地域資源についての学びを生かした情報発信は、他の市民の学習の助けとなるとともに、これまで博物館活動に参加してこな

かった市民が新たに参加するきっかけともなる。

こうした取組を市民団体や様々な施設が行う活動を通じて実現していくとともに、新しい博物館が整備され中核としての役割を果たすことで、まちをまるごと博物館にする活動が大きく推進される。

さらに、本市には小田原城跡をはじめとする、観光資源ともなり得る様々な地域資源がある。市民が自ら地域資源について語ることや、市民の学習支援のために整備された環境によって本市の文化観光が推進され、来訪者の満足度も高まることが期待できる。

3 新しい博物館の方向性

前章で述べた本市の博物館活動の目指す姿に向けた取組を推進するためには、既存施設の活動を見直し、連携・役割分担を進めるとともに、博物館資料の取扱いを含めたそれぞれの課題の解決を図っていく必要がある。そのためにも、まちをまるごと博物館にとらえた取組を進める中核を担う施設として、郷土文化館を発展的に継承した新しい博物館が必要である。その整備にあたり、新しい博物館に求められる方向性を次に掲げる。

(1) 小田原の歴史・文化を伝える歴史総合博物館

小田原は全国的にも歴史都市として知られており、歴史的・自然的背景のもとに営まれた多様な産業や民俗文化財も継承されている。新しい博物館は、小田原を中心とした地域の歴史・文化を理解し、共有し、継承するために、単に歴史上の大きな事件の羅列といったものではなく、この地に生きた人々の日々の暮らし、社会や文化、小田原の歴史的・自然的背景を多角的に明らかにすることを目指す。このために、主に歴史・考古・民俗資料を扱いつつ、必要に応じて美術資料や自然科学資料も扱う、歴史総合博物館とする。

(2) 誰でも使いやすい博物館

新しい博物館の諸活動・施設は、年齢・性別・国籍・言語・文化の差異や、障がいの有無を考慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にでも利用しやすく、楽しめるような施設であることが望まれる。また、利用者の求めに応じて十分に博物館資料や地域資源の紹介ができる体制も必要である。こうした環境を整えることで、博物館の利用者が増え、利用者が博物館活動に参加していくことが期待される。

(3) 市民と育てる博物館

博物館活動の発展のためには、博物館の専門的職員である学芸員により、活動

の基盤となる調査・研究活動を充実させる必要があるのは言うまでもないが、本市には博物館資料や地域資源を用いて学習を行うだけでなく、その成果を社会に生かす活動を行っている市民団体なども存在する。

新しい博物館は、調査・研究活動を博物館が独自に行うだけでなく、市民の研究成果を蓄積するとともに、市民と博物館が協働で調査・研究活動を行うことで、博物館の活動に広がりを生み出す。また、市民と博物館が協働して様々な取組を行えるよう、開かれた場である必要がある。

さらに、市民とともに博物館活動を推進していくために、常に市民の声を反映させ、特に子どもがより利用しやすいように活動を見直していく必要がある。

(4) 学校教育と連携した博物館

豊富な博物館資料を活用し、実物を用いた教育活動を担うことができるのが博物館の特色である。子どもたちが地域を知る手助けをしていくためにも、新しい博物館は、学校教育と連携し、その需要の掘り起こしに努めるとともに、授業に活用できる展示や、体験学習の充実を図る必要がある。併せて、博物館から学校に出向いて行う講座などの活動を充実していく必要がある。

(5) 災害に強い安全な博物館

小田原は周期的な大地震が想定されている地域であり、博物館は不特定多数の人が集まる施設である。そのため、災害や防犯対策について十分に考慮されなければならない。また、博物館は地域の貴重な資料を守り、未来に伝えていく施設であることから、博物館資料を保全する体制を十分に整えることも重要であり、有事の際には文化財などの救援の拠点となることも求められる。

(6) 情報を集約し発信する博物館

小田原の歴史・文化に関する情報について、新しい博物館に収蔵される博物館資料だけではなく、既存施設で収蔵する博物館資料の情報や地域資源の情報を広く収集し、一元管理していく必要がある。また、博物館資料のデジタル化を推進し、管理する情報を利用者が活用しやすい環境を整えていくことが必要である。併せて収集した情報の活用が図られるよう、積極的な情報発信をしていく必要がある。

(7) 連携の中核となる博物館

新しい博物館は、既存施設間の連携体制の要となり、本市の既存施設の中核としての役割を担っていかなければならない。また、活動面はもとより、既存施設の抱える課題などを補う役割が期待される。

さらに、新しい博物館は市民が地域資源を学ぶ場となるとともに、市外から訪

れる人に地域資源への回遊を促す拠点となる必要がある。

なお、公文書、美術資料など、新しい博物館において主として扱う分野と異なる資料については、今後既存施設などと連携し、その保存の場や活用の方法について検討する必要がある。

4 新しい博物館の活動

(1) 学びを支える・分かち合う —教育・普及—

博物館は生涯学習施設として、様々な資料を用い、利用者の学びを支援する必要がある。そのため、利用者の意向に応え、誰もが博物館を活用できるよう、体験学習や講座などの教育・普及事業の充実を図ることが求められる。

特に子どもたちに対しては、多様な形で学びを支援し、興味を掘り起こすよう働きかけることが必要である。また、学校での教育とも連携できるよう環境整備を行うとともに、学校や教員に対し情報の提供を行う必要がある。

さらに、博物館を積極的に利用することのなかった人々の興味関心を掘り起し、利用につなげる活動をすることも必要である。

そして、現在まで守られてきた地域資源を未来にも継承していくため、地域資源を保存・活用することの重要性を伝えていかなければならない。

(2) みせる・知らせる —展示・情報発信—

小田原を中心とした歴史・文化について、子どもから大人まで誰にとってもわかりやすい展示を行うことが求められる。展示では歴史・考古・民俗の資料を中心に用いつつも、美術資料や自然科学資料など、関連諸学の成果も用い、平板に陥らないものとするべきである。

また、小田原の歴史・文化をたどる常設展のほか、個別にテーマを設けた特別展や企画展などを実施することも必要である。特別展や企画展の開催にあたっては、魅力ある展示とするために、国宝・重要文化財などの展示も視野に入れるべきである。

これらの展示には、最新の調査・研究の成果を反映させ、常設展については定期的な見直しを行う必要がある。

併せて、博物館に蓄積された歴史・文化に関する情報や「小田原の宝」を保存・活用することの重要性について積極的に発信していく必要がある。

(3) 調べる・明らかにする —調査・研究—

博物館は博物館活動の基礎となる、調査・研究活動を充実させ、様々な資料や地域資源の学術的・文化的価値を明らかにするとともに、博物館学的研究も行う

必要がある。また、市民と協働した調査・研究活動や、市民が行った調査・研究成果を蓄積し、教育・普及活動や、展示に生かすことも必要である。

(4) 集める・守り伝える ー収集・保存ー

小田原を中心として広く関連する地域の歴史・文化を示す博物館資料を積極的に収集し、その保存に努める必要がある。博物館資料については、収集した資料や情報を将来にわたって活用できるようにするため、適正な保存環境を整えるとともに、災害などに対する備えを十分に行う必要がある。

また、地域資源に関する情報を収集し、市民による地域資源の現地での保存に協力するとともに、誰でも容易に利用できるよう、整理することが必要である。

5 新しい博物館の施設設備・立地

(1) 望ましい施設設備

新しい博物館は、博物館として不可欠な常設展示室や特別展示室、収蔵庫などのほか、市民活動を支え、市民とともに活動する場となるためにも、講堂や体験学習室、会議室、図書室などが必要である。中核としての役割を果たし、回遊の拠点となるためには、地域資源と利用者をつなぐ情報コーナーなども設ける必要がある。そのほかミュージアムショップ、休憩スペースなども備えるべきである。これらの施設設備は、誰にとっても利用しやすいものでなければならない。

また、施設設備については、定期的に利用者のニーズや技術革新を反映させた見直しが必要である。

展示などの面で新しい博物館に求められる活動を担保するためには、博物館法の定める登録博物館としたうえで、文化財保護法の規定に基づく公開承認施設の要件を満たし、国宝・重要文化財も展示できるようにする必要がある。収蔵庫については、将来の需要を考慮して十分な広さを確保し、適正な温湿度の管理がされている環境が必要である。

なお、建物の外観については、立地する地域の周辺環境に配慮した意匠とすべきである。ただし、外観を重視するあまり機能性が損なわれるようなことがあってはならない。

さらに、利用者にとって来館しやすく、学校教育との連携を推進するためにも、バスが駐車できる十分な広さをもった駐車場が必要である。

(2) 望ましい立地

新しい博物館の立地は、施設が備える機能を前提に必要な規模が求められるが、誰もが利用しやすい環境であるという点が重要である。

立地の選定にあたっては、新しい博物館の方向性や活動、利用者・周辺施設や環境への配慮、将来の増改築や活動を見越した余地、地震・津波などの災害への備えを考慮する必要がある。

とりわけ、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促すためにも、地域にかたよらず、交通の利便性を十分に考慮すべきである。こうしたことから、新しい博物館の主要テーマとも深く関わり、既存施設を含めた様々な地域資源が集中し、交通の利便性がよい小田原城址公園周辺が候補として考えうる。

6 新しい博物館の運営

(1) 管理運営の基本方針

博物館の運営においては、日常的な博物館資料の管理や施設設備のメンテナンス、定期的な施設および資料の燻蒸などのため、必要な休館日を設定する。

誰でも利用しやすい博物館とするため、入館料については原則的には徴収しない、あるいは可能な限り低廉な額に設定されるべきである。

(2) 運営主体

博物館の運営においては、博物館資料の管理や調査・研究を含め、長期的な視点に立った継続的な活動が求められる。また、市民とともに活動し、積極的に活用される博物館を目指すためにも継続性の確保が重要である。

したがって、指定管理者制度の導入によって、参入業者が短期間にたびたび変更されることは望ましくない。そのため、館の運営は本市の直営とすべきである。

7 新しい博物館の組織

(1) 職員の体制

新しい博物館は、本市の博物館機能の中核を担う施設であることから、その組織も登録博物館の条件と博物館の設置及び運営上の望ましい基準に沿うべきである。また、職員は既存施設間の連携を推進するための職務を行うことも求められる。

新しい博物館の方向性と活動を実現するためには、十分な数の専門性を有する学芸員を任用する必要がある。特に博物館を市民の学習拠点とし、市民との連携や協働で活動を進めるためには、各種関連事業を企画し、市民の学習活動を支援する教育・普及を担当する学芸員の配置に留意するべきである。

(2) 博物館協議会の設置

利用しやすい施設であるために、外部より運営に関する客観的な意見を得る

場を定期的に設けることが必要である。

博物館の整備にあたっては、郷土文化館に設置されている「小田原市郷土文化館協議会」を継承する形で、博物館協議会を設置し、博物館の運営などについて協議・審議するとともに、これに関し有効な助言などを得る体制を整えることが求められる。

おわりに

本答申では「小田原市博物館基本構想」として、新しい博物館の整備を中心に、そのあり方を述べてきた。

今後、新しい博物館の整備を見据え、既存施設では博物館資料の収集活動や、調査・研究などの充実を図り、博物館資料の保存・活用を図ることが必要となる。

そして、本構想が本市の教育、文化行政はもとより、まちづくりなど、様々な場で生かされることを希望する。先人から受け継がれ、現在も生み出されている多様な博物館資料・地域資源が、まちをまるごと博物館として機能させることで、守り伝えられ、将来にわたり市民に有効活用されることが望まれる。

新しい博物館が整備されるまでの間は、既存施設を含めた様々な地域資源への回遊を促す取組などを先行して行い、まちをまるごと博物館ととらえた取組を推進していく必要がある。

今後、市民との協働や既存施設間の連携を進め、より効果的な活動を進める一方で、こうした活動の拠点となるべき新しい博物館の整備については、一日も早く実現されるべきである。このためには、早い段階で専任職員を配置した博物館準備室などを設けるといった具体化に向けての早急な対応を求めたい。

2 小田原市博物館構想策定委員会規則

平成26年3月31日小田原市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市博物館構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 小田原市博物館構想策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	職 業 等	区 分	専 門 分 野	備 考
委員長	矢島 國雄	明治大学教授	学識経験者	博物館学	
副委員長	相澤 正彦	成城大学教授	"	美術史学(絵画)	
委 員	石原 一則	学習院大学非常勤講師	"	アーカイブズ学	任期：28年 3月8日まで
"	井上 弘	熱海市立第一小学校長	"	歴史学(現代史)	
"	吉良 芳恵	日本女子大学教授	"	歴史学(近代史)	
"	田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	"	考古学	
"	鳥居 和郎	県立歴史博物館学芸員	"	歴史学(中世史)	
"	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院 特任教授	"	民俗学	

※ 五十音順
 ※ 職業等は任命時

任期：平成26年8月1日～28年7月31日

4 小田原市博物館構想策定委員会の検討経過

年 度	概 要
26	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回 8月20日 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、正副委員長の選任。 ・検討の内容と今後の日程について確認。 ● 第2回 11月24日 <ul style="list-style-type: none"> ・資料を所蔵する各施設の現状等について確認。 ・本市にふさわしい博物館のあり方について検討。 ● 第3回 3月18日 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会からの諮問書の受領。 ・資料を所蔵する各施設の現状と今後の考え方等について確認。 ・小田原市博物館基本構想の全体構成について検討。
27	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回 6月1日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想の内、博物館整備の背景と目的、博物館の性格等について検討。 ● 第5回 9月3日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想の内、博物館の機能・活動、施設・立地等について検討。 ● 第6回 12月6日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想答申提出までの日程について確認。 ・小田原市博物館基本構想の内、基本的な考え方と目指す姿、新しい博物館の方向性等について検討。 ● 第7回 1月26日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の前半部分について検討。
28	<ul style="list-style-type: none"> ● 第8回 4月25日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の後半部分について検討。 ● 第9回 6月12日 <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市博物館基本構想文案の全体について確認。

5 博物館法

発 令：昭和26年12月1日法律第285号
最終改正：平成26年6月4日法律第51号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

- 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受けようとするものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
 - 二 名称
 - 三 所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
 - 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

(登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に

係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消ししなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備

に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十五条 削除〔昭和三四年四月法律一五八号〕

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

附 則〔昭和二七年八月一四日法律第三〇五号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕
〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則〔昭和二八年八月一五日法律第二一三号〕

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。〔後略〕
- 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手

続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

- 3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基づいて置かれたものとみなす。

附 則〔昭和三〇年七月二日法律第八一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第五条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第五条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。
- 3 旧法附則第六項の規定により人文科学学芸員又は自然科学学芸員となる資格を有していた者は、新法第五条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、学芸員となる資格を有するものとする。
- 4 新法第五条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第四項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附 則〔昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四六年六月一日法律第九六号抄〕

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

- 5 この法律の施行前に第十三条の規定による改正前の博物館法第二十九条の規定により文部大臣がした指定は、第十三条の規定による改正後の博物館法第二十九条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔昭和六一年一二月四日法律第九三号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

- 第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成三年四月二日法律第二三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成三年四月二日法律第二五号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則〔平成五年十一月二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
- 二～六 〔略〕

(国等の事務)

第五百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後

のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 [平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十一年一月二日法律第二二〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成十三年七月一日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第五条から第十六条までの規定 平成十四年四月一日

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月二日政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年六月一日法律第五九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月四日法律第五一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

6 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

発 令：平成23年12月20日 文部科学省告示第165号

(趣旨)

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等)

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
- 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
- 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第七条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第八条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第九条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
 - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第十条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第十一条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

第十二条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第十四条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第十六条 博物館は、事故、災害その他非常の事態(動物の伝染性疾病の発生を含む。)による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

7 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

発 令：平成8年8月2日文化庁告示第9号
最終改正：平成8年8月30日文化庁告示第12号

(趣旨)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承認)

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

- 2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。
- 3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

- 一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
- 二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。
 - ロ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。
 - ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。
- 三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。
 - イ 建物が、耐火耐震構造であること。
 - ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。
 - ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。
 - ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
 - ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
 - ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。
 - ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。
- 四 博物館等の施設において、承認の申請前五年間に、法第五十三条第一項に基づく重要文化財の公開を適切に三回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
 - 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
 - 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
 - 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
 - 五 申請日の属する事業年度の直前三年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
 - 六 申請日の属する事業年度の直前三年間の事業の実施状況
 - 七 申請前五年間に行われた重要文化財の公開状況
 - 八 その他参考となる書類
- 2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から二週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

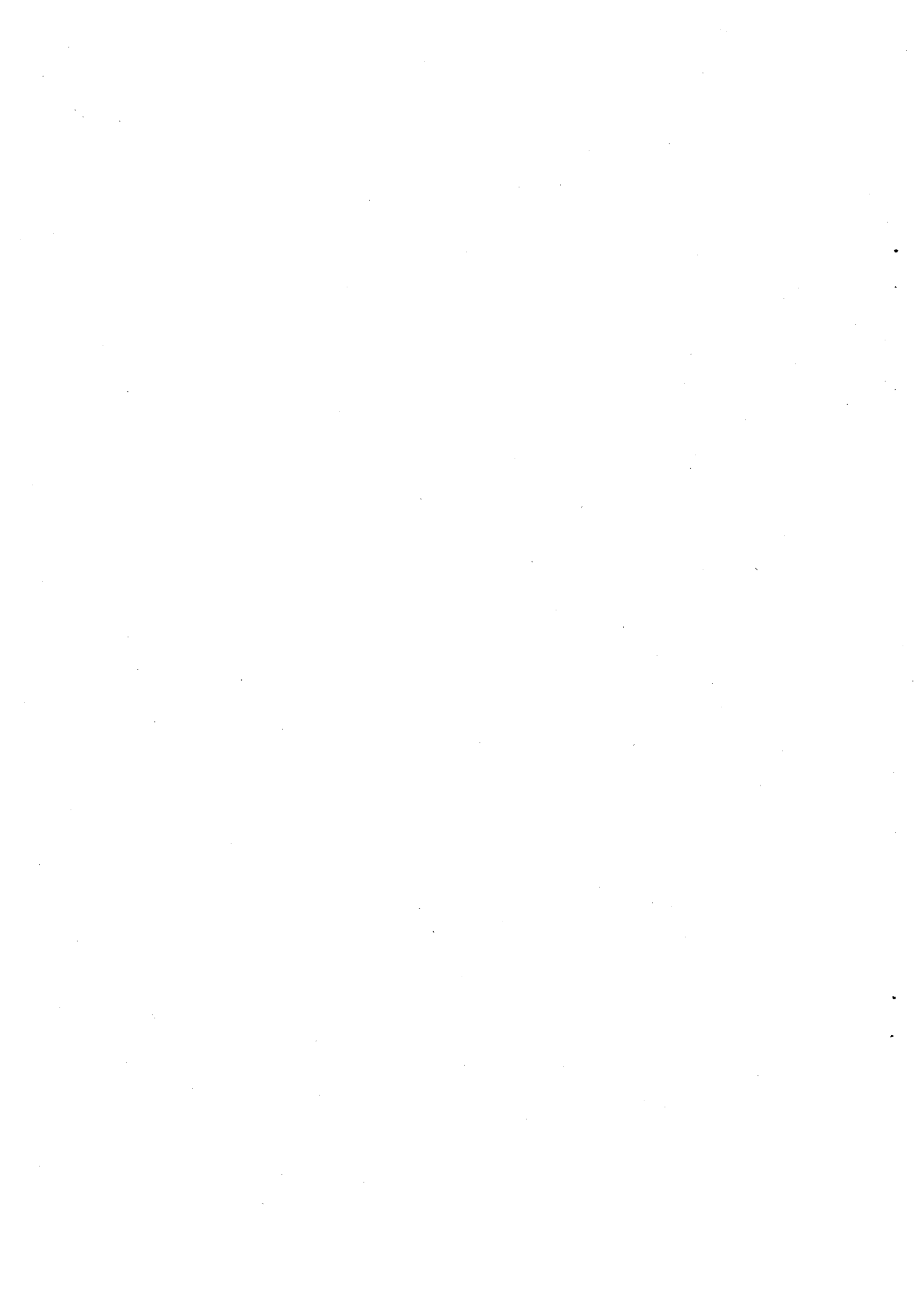
(承認の取消し)

第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。
- 二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

前 文〔抄〕〔平成八年八月三〇日文化庁告示第一二号〕

平成八年十月一日から施行する。



第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について

第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について、パブリックコメント等により市民意見を把握し、その結果を踏まえ、図書館協議会で協議し、教育委員会定例会に報告し、了承されたことから、本委員会にこの旨報告する。

1 経過

- 平成28年10月27日 図書館協議会に「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を説明
- 平成28年11月22日 教育委員会11月定例会において「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を説明
- 平成28年12月 1日 厚生文教常任委員会に「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を報告
- 平成28年12月15日 パブリックコメントの実施（平成29年1月13日まで）
- 平成28年12月22日 社会教育委員会議に「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を報告
- 平成29年 1月17日 図書館協議会に「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を協議
- 平成29年 1月26日 教育委員会1月定例会において「第二次小田原市子ども読書活動推進計画の策定について」を報告

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集の概要

政策等の題名	第二次小田原市子ども読書活動推進計画
政策等の案の公表の日	平成28年12月15日（木）
意見提出期間	平成28年12月15日（木）から 平成29年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 （市ホームページ、市内公共施設、かもめ図書館、市立図書館、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室）

(2) 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	9件（3人）
インターネット	2人
ファクシミリ	1人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

(3) 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	5
D	その他（質問、政策等に反映しないものなど）	0

〈具体的な内容〉

ア「第3章 1 家庭における読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	「ブックスタート」の取り組みを関連部署との連携を図り具体的に行うこと。	C	家庭における乳児と保護者への啓発事業を推進する際にいただいた意見について検討いたします。
2	「ブックファースト」にもぜひ取り組んでもらいたい。	C	

イ「第3章 2 地域における読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
3	子ども読書活動推進には公立図書館職員の姿勢が左右し、また、働きが大きい。一方ボランティア市民の協力も欠かせなく、また絶大なものと認識している。ボランティアとの協働の活動がスムーズに進められるような施策が必要。ボランティア市民や図書館職員等のスキルアップ研修等、一歩進んだ実施目標の具体的な明記を望む。	C	職員の研修やボランティアの養成講座等は、その効果を検証しながら、各事業の継続や廃止、新規事業の実施等を行っているため、個々の事業を具体的に明示することはできませんが、いただいた意見は各事業内容を検討する際に参考にさせていただきます。
4	「図書館を使った調べる学習コンクール」を毎年開催し、子どもたちの図書館（室）通いを促してほしい。	B	事業を継続して実施し、調べ学習での図書資料利用の習慣を広げていきます。

ウ「第3章 3 学校・幼稚園・保育所における読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
5	学校図書館司書配置が進められてきたことは大きく評価したい。この学校司書の配置は、直接雇用の形で毎年継続できるように取り組むことを明記してほしい。	C	学校司書の配置については、人員や予算の制約があるため、現時点では雇用形態を含めた具体的な内容を明示することはできませんが、学校図書館の充実を向上させるための検討を行う際に参考にさせていただきます。
6	小中学校全てに学校司書が配置されたことは、子どもの読書推進の意味でも評価できるが、学校司書の配置が5月半ばであることが、児童・生徒にとって不利になっている。特に入学したばかりの4月に司書が不在で、図書室でのオリエンテーションをきちんとできないことは、その後の図書室への親しみをもつ機会を逃してしまっているのではないか。配置時期を4月に合わせるべき。	C	学校司書の配置時期については、予算執行の制約があるため、現時点では配置時期等の具体的な内容を明示することはできませんが、学校図書館の充実を向上させるための検討を行う際に参考にさせていただきます。
7	保育園・幼稚園の多くは民間経営者が多く、各園においての格差も大きいのではと案じている。読書活動推進として幼稚園、保育園と図書館との連携をより一層積極的に推進するための施策を取ることが必要と考える。	B	家庭も含め、地域（図書館）と学校等（幼稚園や保育所）との連携は本計画の基本方針としております。この基本方針に沿って、幼稚園や保育所における読書活動を推進してまいります。

エ「第3章 4 小田原ゆかりの文学を通じた読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
8	小田原は日本中さがしても類のない文学者や政治家が在住し、作品を残した地域。「小田原の文学を生かす」これは他の地域ではできないこと。北原白秋が、たくさんの童謡を生んだ街として、広がってきていると知人が話している。北原白秋を通じて、美しい日本語から美しい感性を感じることができる。是非、この計画を進めてほしい。	B	本計画にのっとり、小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動を推進するとともに、「考えられる」「伝えられる」「大切にできる」子どもを育てていくことを目指します。

オ「第3章 5 新たな図書施設の中での読書活動の推進」に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
9	現在、進められている「駅前図書館」があるが、駅前の利便性から、これまでの利用者以外にも門戸が広がり、親子で本に触れる機会にも繋がればよい。	B	本計画にのっとり、新たな図書施設への子育て世代や子ども連れの来館を促進します。

第二次

小田原市子ども読書活動推進計画（案）

平成〇〇年〇月

小田原市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 国・県の動向	1
3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題	2
（1）家庭における子ども読書活動の取組	2
（2）地域における子ども読書活動の取組	3
（3）学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組	4
（4）学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組	6
第2章 第二次計画の基本的な考え方	8
1 子ども読書活動の推進でめざす姿	8
2 基本方針	9
（1）家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進	9
（2）取組を行う関係機関や団体の連携の推進	9
（3）子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり	9
3 計画の位置づけ	9
4 計画の推進に向けて	9
5 取組の期間	10
6 推進体制	10
第3章 第二次計画推進のための方策	11
1 家庭における子ども読書活動の推進	11
2 地域における子ども読書活動の推進	12
3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携	14
4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進	14
5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進	15
○計画の体系図	17
○計画事業一覧	18
○用語解説	19
○「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果	21

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）」の基本理念では、子どもの読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明示されています。

子どもたちの知性の地平を拓き、子どもたちの世界を豊かにし、子どもたちが健やかで心豊かに人生を生きていくために、その成長過程で、本に触れ、本を読むことは、大きな意義を持っています。

今日では、時間に追われるくらい忙しすぎる日常を送る子どもたちも、少なくありません。こうした生活の中で、本に触れる時間は、大変貴重な時間です。その貴重な機会に、子どもの成長過程において、その時期でなければ楽しむことのできない大切な一冊に出会えるように、家庭・地域・学校等が連携・協力して子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 国・県の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。平成25年5月には、第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、新たに、第三次基本計画を策定しました。

神奈川県においては、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第一次計画)を、平成21年7月には「第二次計画」を策定し、家庭や地域、学校、あるいは市町村や社会教育関係団体等における子どもの読書活動の推進を図るため、さまざまな取組を実施してきました。平成26年4月

には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、「第三次計画」を策定しました。

3 本市の第一次計画期間における取組・成果・課題

本市では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」および平成16年の「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」において、市町村の役割とされた、「地域の特色に応じた読書活動の取組、家庭・地域・保育所・幼稚園・小中学校等における関係機関・団体等への連携・協力」に基づき、これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取組の成果や課題を検証・抽出し、整理・体系化することによって、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目的に、「小田原市子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を平成22年9月に策定しました。

第一次計画では、策定から概ね5年間を取組期間として定め、家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かした読書活動を推進するとともに、お互いに連携を図り、読書に親しむことのできる環境を整えることにより、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進することを計画のめざす姿として取り組みました。

また、第一次計画期間の最終年に当たる平成27年9月から10月に、幼稚園、保育所、小中学校を通じてアンケート調査（子どもの読書活動に関するアンケート）を実施しました。第一次計画策定前に実施した子ども読書活動実態調査（平成19年度実施）での子どもの読書活動の実態と比較して、第一次計画期間における取組の成果と課題を検証しました。

(1) 家庭における子ども読書活動の取組

「家庭における家族の読書（家読（うちどく））」を推進するために、家読スローガン「家庭から未来をひらく1ページ」を定め、広く啓発するとともに、絵本の選び方や絵本の読み方の案内、絵本の紹介を行いました。乳幼児のいる家庭において、読書をしない子どもの割合や家庭で読み聞かせをしない保護者の割合、読書をしない保護者の割合がいずれも増加しました。今後は、絵本等の紹介による家読の啓発を継続して行うとともに、多忙な子育て世代が本に触れる機会を増やすために、身近に本がある環境を整備する必要があります。

このような状況の中、図書館では、読み聞かせボランティアや学校等で読み聞かせに参加を希望する方の育成のために継続して実施してきた、読み聞かせボランティア養成講座を、読み聞かせの趣旨を踏まえ、子育て世代の保護者を

対象とした読み聞かせ講座として平成27年度より新たに開催し、多くの参加者を得ました。今後も、家庭での読書環境を支援するために、継続して実施していく必要があります。

乳幼児のいる家庭での読書の状況

項目	平成19年度	平成27年度
読書をしない子どもの割合	10.8%	21.8%
読み聞かせをしない保護者の割合	14.0%	21.3%
読書をしない保護者の割合	37.0%	49.4%

(2) 地域における子ども読書活動の取組

① 図書館における子どもの読書活動の取組

図書館では、最も基本的な機能の一つである資料収集において、児童向け図書資料の充実を図るとともに、これらの図書資料の利用を促進するために、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、幼稚園や保育所、小中学校、高等学校を通じて配布しました。配布に併せ、図書館ホームページにもブックリストを掲載しました。図書資料全体の貸出冊数が減少する中で、児童書と*ヤングアダルト向け図書の貸出冊数は、第一次計画の目標値は下回ったものの、増加しています。

図書資料の利用促進のための新たな取組として、平成26年度からは、0歳から高校生までを対象に、テーマごとに選書した絵本や児童書、ヤングアダルト向け図書をタイトルがわからないようにパッケージした「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を実施しました。この取組は、普段自分では選ばないような本を手にするることによる、新たな読書への拡がりを狙ったものです。また、*調べ学習への活用を推進するために、平成28年度からは、小学生を対象に、「図書館を使った調べる学習コンクール」を新たに実施しました。このような図書資料の利活用の拡がりを意識した取組を今後も継続して実施していく必要があります。さらに、図書館利用者層の中でも図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代向けに対する利用拡大を図る新たな取組を実施する必要があります。

図書館への来館を促進する取組として、ボランティア団体の協力のもと、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して開催し、多くの参加者を得ています。これらのボランティア団体の支援として、各ボランティア団体との情報交換会を実施するとともに、連携した取組が継続して出来るようにする必要があります。

図書館の仕事を体験することを通じて、図書館への理解をより一層深めてもらうための取組として、*図書館こどもクラブや*一日図書館員、*図書館たんけん隊を継続して実施しました。また、中学生から高校生までの体験学習を積極的に受け入れるとともに、教職員の職場研修も多く受け入れ、情報交換の機会ともしました。これらの取組は、図書館への来館のきっかけにつながるため、今後も継続して実施する必要があります。

子どもの読書活動の推進や環境の充実について考える機会の提供を目的とした取組として、作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動推進講演会を実施し、多くの参加者を得ています。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
児童書の年間貸出冊数	170,958冊	200,000冊	189,829冊
ヤングアダルト向け 図書の年間貸出冊数	6,241冊	10,000冊	7,645冊

※数値は市内図書館、ネットワーク館の個人貸出冊数の合計。児童書には絵本、紙芝居を含む。

②地域等における読書活動の支援

子どもたちの身近に本のある環境を整備するために、*放課後児童クラブや図書館分館、地区公民館、*地域文庫、*家庭文庫等に*自動車文庫による配本を継続して行いました。放課後児童クラブでは、多くの利用がありましたが、図書館分館では、利用者数・利用冊数ともに減少しています。また、地域文庫や家庭文庫の配本箇所も減少しています。地域の自主的な文庫活動に対して、継続的に支援をする必要があります。

図書館を利用しにくい地域に住む市民の利便性を向上させるため、かもめ図書館、市立図書館と市内のネットワーク館（マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、尊徳記念館図書室、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室）の図書資料の一元管理化を図りました。2つの図書館とネットワーク館全体での図書の利用冊数は減少していますが、利便性の向上に伴い、インターネットによる図書の予約等の利用件数は増加しました。

(3) 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の取組

①学校における子どもの読書活動の取組

児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めるための取組として、すべての小

中学校で朝の読書活動を継続して実施しました。また、*学校司書や図書ボランティアによる読み聞かせや*ブックトークなどを実施しました。これらの取組により、本を読む児童生徒の割合は増加しました。

学校図書館の充実のための取組として、平成23年度からすべての小中学校に週1日学校司書を配置し、さらに平成24年度からは週2日に配置日数を拡大しました。読書相談や学習支援をはじめ、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を進めることで、児童生徒の学校図書館の利用を促進しました。また、学校図書館の蔵書のデータベース化も開始しました。学校図書館を利用する児童の割合の増加や市内小中学校全体の*学校図書館の図書標準に対する充足状況の割合の増加など、その成果が表れている反面、学校図書館の蔵書整備に伴い、古い資料等の廃棄が進み、蔵書数が一時的に減少することにより、図書標準を充足していない学校が増えるなど、学校図書館の充実のための課題はあります。今後も児童生徒の読書活動推進に向け、学校司書と図書ボランティアが連携した取組を進めるとともに、学校図書館を充実するために、データベース化された蔵書データの活用方法の検討や図書標準をすべての小中学校で充足させていく必要があります。

本を読む児童生徒の割合

	平成19年度	平成27年度
小学生	88.5%	93.3%
中学生	83.5%	89.7%

学校図書館の利用頻度（毎日または週に1日以上利用する児童生徒の割合）

	平成19年度	平成27年度
小学生	32.3%	41.9%
中学生	13.6%	9.2%

小中学校全体の図書標準に対する充足状況

	平成21年度	平成27年度
充足状況割合	95.9%	107.4%

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合	63.9%	100%	55.6%

②幼稚園・保育所における子どもの読書活動の取組

子どもの読書環境を充実させる取組として、施設内に絵本のコーナー等を設置して、子ども・保護者のみならず、地域の方への開放も行いました。地域の中の身近な場所に、本がある環境を整えることで、親子をはじめ地域ぐるみで絵本に親しむなど、地域の中での読書の拡がりを図ることができました。また、子どもが集中できるように施設内の環境を整えながら、地域の方やボランティアとの連携や協力により、絵本の読み聞かせを行いました。職員以外の方に絵本を読んでもらうことは、子どもにとって刺激を受け、興味を引くことにつながり、子どもたちは、静かに真剣に読み聞かせを聞くなど相乗効果を生み出しています。さらに、保護者に対しては、「園だより」等を通じて、子どもが興味を持つ絵本を紹介することにより、家庭での情報共有を図りました。

このように、多くの成果をもたらしている反面、幼稚園・保育所で提供している絵本が充足できていないこともあります。図書館からの自動車文庫による配本を受けている幼稚園はありますが、*団体貸出を利用している幼稚園・保育所はほとんどありませんでした。子どもの読書環境の充実のために、図書館からの団体貸出の利用を促進するなど、地域との連携・協力が不可欠になります。

③支援を必要とする子どもの読書活動の取組

福祉関係機関等との連携を図る取組として、図書館では、特別支援学校の児童生徒の施設見学や施設利用を積極的に受け入れ、ニーズの把握に努めました。養護学校内で利用する本の充足や図書館への来館が難しい利用者に対するサービスの拡充など、図書館との連携を推進して、子どもたちが本に触れる機会を増やしていく必要があります。

(4) 学校・関係機関・団体等との連携における子ども読書活動の取組

①学校と公共図書館との連携

図書館では、小学校の授業における図書館見学を積極的に受け入れ、図書館の利用促進を図りました。また、授業カリキュラムでの図書館資料の利活用を図る取組として、学校の団体登録を促進した結果、小中学校の団体登録数は、目標値には達しませんでした。増加しました。

学校図書館への図書館としての支援を推進するために、本市図書館協議会において調査研究を行い、学校図書館と公共図書館が効果的な連携を図るために、公共図書館が学校図書館に対して支援できることの着実な実施や学校図書館に対する適切な助言など、公共図書館の役割について、提案を受けました。図書

館に関わる全ての人たちが密接に連携し、学校図書館と公共図書館が補完し合える関係づくりが必要です。

努力目標の達成状況

項目	平成21年度	計画期間中の目標値	平成27年度
市内小中学校の団体登録率	50%	100%	75%

②県内公共図書館等及び国立国会図書館サービスの提供

本市の図書館及び県内の他の公共図書館が所蔵している図書資料をお互いに貸出・借受する相互貸借事業を継続して実施しました。貸出冊数・借受冊数ともに年々増加しています。

また、国立国会図書館の所蔵する資料の取寄せ及び文献の複写サービスを継続して提供しました。さらに、*デジタル化資料送信サービスや*歴史的音源配信提供サービスを新たに提供するなど、その充実を図りました。これらの本市以外の図書館との連携によるサービスの提供は、様々な情報に出会うために、今後も継続して実施していく必要があります。

③関係機関・団体等の連携・協力

図書館では、生涯学習施設や地域センターに対して、作成したブックリストや子どもの読書活動推進のための事業の情報提供を行いました。これらの情報は、紙媒体やホームページを中心に提供し、一定の利用や参加者を得ていますが、SNS等の効果的な利用など、子どもたちを引き付けられるように、より一層の工夫が必要です。

④子ども読書活動を推進する図書館以外の関連事業

図書館では、図書館以外の本市の各課が子どもを対象とした事業などを実施する際に、事業に関連した図書資料の貸出や図書館内での展示などの支援を通じて、事業目的が達成できるように相互に協力をしています。今後も子どもを対象にした事業をはじめ、本市の各課が実施する事業を通じて、子どもの読書活動に資するように各課との相互協力をするとともに連絡調整を図る必要があります。

第2章 第二次計画の基本的な考え方

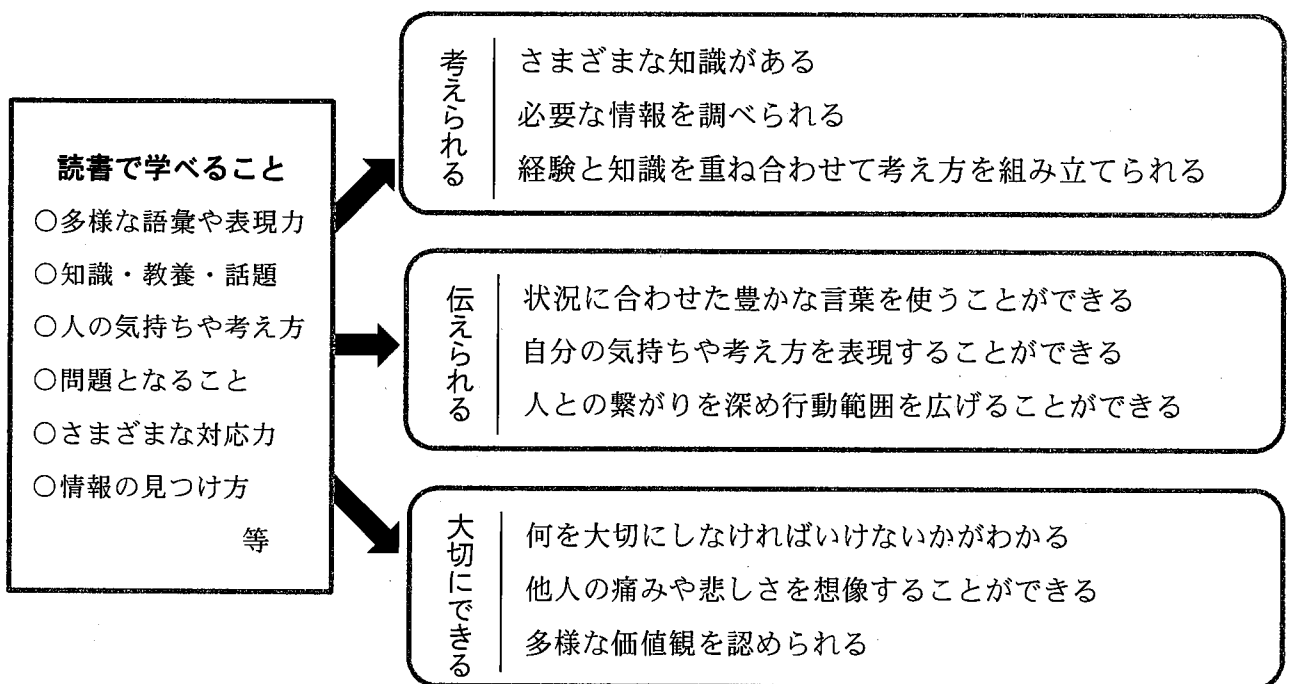
1 子ども読書活動の推進でめざす姿

第一次計画は、第1章に述べた「1 子どもの読書活動の意義」を前提として、「子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されること」を目的として策定されました。このような子ども読書活動の意義や、推進の背景についての理解は、教育現場等では周知のことであっても、一般にその重要性が理解されているとは言いがたく、この関心の低さが、子どもの本離れに対する危機感を欠く一つの原因になっていると考えられます。

本計画では、第一次計画の目指した姿を一步進め、「子どもの読書活動が推進され、子どもがどのように成長することを期待しているか」を示すことで、読書活動が子どもの成長に与えるメリットを推進の動機付けにします。

読書は、子どもたちの様々な力を育てます。子どもたちは、将来にわたって、様々な場面や状況で、文章を読み、理解し、行動を起こすことが求められますが、そのために必要な読解力は、読書によって培われます。また、社会と関わっていくために必要なコミュニケーション力や共感力、表現力等の子どもたちが生きていくために必要な力を、読書は伸ばしてくれるのです。

本計画では、これらの力を身に付け「考えられる」「伝えられる」「大切にできる」子どもを育てていくことを目指します。



2 基本方針

(1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進

子どもの読書活動が、子どもの日常の場である、家庭・地域・学校等いずれにおいても盛んに行われることが望まれます。そのためには、それぞれが機能や特性を活かしながら読書活動を推進し、子どもたちの身近に本があり、いつでも本を手にすることができる環境を整えていきます。

(2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進

家庭・地域・学校等それぞれの場面で、子どもたちは様々な顔を見せます。ここで、どのように過ごし、また、どのような本と接しているかという情報を関係機関や団体間で相互に共有し、役割分担を図りながら、相乗効果を生み出すように、公共図書館を中心とした連携の中で推進していきます。

(3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

乳幼児期から、子どもが成長していく過程で、その発達段階に応じ、子どもの生活や興味は、どんどん変わっていきます。そうした中で、継続して読書に親しむことができるように、年代や発達段階を意識しながら読書環境を整え、働きかけていきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動の推進に関する「第二次計画」として策定します。また、平成29年度にスタートとなります。本市総合計画「おだわらTRYプラン」（後期基本計画）や「小田原市教育大綱」、「小田原市学校教育振興基本計画」、「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」との整合に努め、施策・事業間の調整・連携を図ります。

4 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、子どもの読書活動が効果的に推進されているかを客観的に測るため、次の6項目を数値目標として設定します。

項目	平成27年度	数値目標(平成34年度)
乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合	21.8%	10%
児童書の年間貸出冊数	189,829冊	200,000冊
ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数	7,645冊	10,000冊

項 目		平成27年度	数値目標(平成34年度)
本を読む児童生徒の割合	小学生	93.3%	98%
	中学生	89.7%	95%
学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		55.6%	80%
団体登録率	幼稚園・保育所	14%	60%
	小中学校	75%	100%

5 取組の期間

計画の実施期間は、本計画に基づく事業を確実に推進する上で、本市総合計画「おだわらTRYプラン」（後期基本計画）に合わせ、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

6 推進体制

図書館を中心とする子ども読書活動にかかわる事業を担当している本市の関係各課や、家庭、学校・幼稚園・保育所等、関係機関・団体等がそれぞれの機能や特性を活かすとともに、相互に連携・協力を図り、子どもの成長発達の段階に合わせ、体系的に子どもの読書活動を推進していきます。

第3章 第二次計画推進のための方策

家庭・地域・学校等がそれぞれの機能や特性を活かし、相互に連携・協力して子どもの読書活動を積極的に推進し、0歳から18歳までの子どもたちへ、素晴らしい本との出会いの機会を提供していきます。

1 家庭における子ども読書活動の推進

子どもを本好きにし、読書習慣を付けていくためには、子どもが一番はじめに本と出会う場である家庭の役割が非常に重要です。子どもにとって最も身近な存在である保護者自身が読書を楽しみ、家庭の中で読み聞かせをしたり、子どもといっしょに本を読んだりするなど、幼いころから子どもが日常的に本と出会い、読書を楽しむことができる環境をつくることは、その後の子どもの自主的な読書活動に大きな影響を与えます。また、「家庭における家族の読書(家読：うちどく)」等、家庭での読書活動の取組は、子どもの読書活動を推進するだけでなく、家族のコミュニケーションを深めることにも繋がります。家読が日々の家庭生活の中に位置づけられるように推進するとともに、子どもの言語力や思考力、判断力、表現力等を高めるために、「小田原市学校教育振興基本計画」における家庭学習の推進の施策と連携し、家庭での読書活動を推進します。

○「家読(うちどく)」の推進

家庭における子ども読書活動の重要性を広く理解してもらうため、第一次計画から引き続き、「家読(うちどく)」の取組を推進します。子育て関連部署等と連携し、情報紙やチラシ等により、家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話し合う「家読」について周知し、家庭での定着を図ります。また、あわせて「家読」に向けたおすすめ本等を紹介します。

○ブックリストの作成と活用

家庭で本を選ぶ際の参考や、子どもが読書するきっかけとなるように、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○乳児と保護者への啓発事業

子どもと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心触れあうひとときを持つきっかけや子どもと本をつなぐきっかけを作り、身近に本がある環境を整備するための方策の実施に向けて、本市関連部署との連携を推進します。

○読み聞かせ講座の実施

家庭での読書環境を支援するために、子育て世代の保護者を対象にした読み聞かせ講座を継続して実施します。

○家庭教育講座との連携

社会教育の一環として、学校や幼稚園、保育所の保護者等を対象に開かれる家庭教育学級等において、子ども読書の意義や、進め方に関する研修を実施します。

2 地域における子ども読書活動の推進

図書館は、地域の知的基盤として地域住民の学習活動を支援するとともに、地域の情報拠点となっています。子どもにとって図書館は、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知る場であり、調べ学習などで情報を集めたり、問題解決のヒントを得たりすることを通じ、読解力や情報活用能力を身につける事ができる場です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本の選択や相談のできる場となっています。

また、図書館では、子どもやその保護者を対象に、読み聞かせ会や講座、展示会等を実施して読書活動のきっかけを提供するほか、それらに関わるボランティアの活動機会や場所の提供を行っています。地域での子どもの読書活動を支えていくため、地域のボランティアグループを支援し、人材を育成していきます。

さらに、図書館では、子どもたちの読書習慣の定着を図るために「小田原市学校教育振興基本計画」における読書活動の充実の施策と連携し、子どもの読書活動を推進します。

○図書資料の充実

発達段階に応じた図書資料（乳幼児向け、児童向け、ヤングアダルト向け）の充実を図ります。

○図書資料の利用促進

子どもたちに、新たな読書の拡がりを提供するため、「としょかんお楽しみぶくろ」の貸出を継続して実施します。また、「図書館を使った調べる学習コンクール」等も継続して実施し、調べ学習への図書資料の活用を促進します。

○ブックリストの作成と活用（再掲）

発達段階に応じたブックリストを作成し、図書館及び関連施設で配布します。

○図書館への来館促進

ボランティア団体の協力を得て、絵本の読み聞かせやおたのしみ会、絵本展、おりがみ展等を継続して実施し、子どもや保護者が図書館に来館するきっかけを

多くつくります。

○ボランティア団体との連携と支援

読書に関わるボランティア活動を行っている市民グループのネットワーク化や情報交換を行う場を提供し、知識の共有やレベルアップを図ります。

○児童行事の充実

学習や遊びを通して図書館への理解を一層深めてもらうため、一日図書館員等の児童行事を充実させます。

○職場体験・体験学習の受け入れ

学校の体験学習を積極的に受け入れ、中学生や高校生に図書館を理解し親しんでもらえる機会を提供していくことで、読書活動の推進を学校に広めるリーダー的役割を果たす子どもを育むよう努めます。

○読書活動推進講演会の実施

作家や子ども読書活動に携わっている関係者等を講師に招き、子どもの読書活動の推進や環境について考える機会を提供します。

○地域等における読書活動の支援

子どもたちに身近な読書環境を整備するために、放課後児童クラブや地域の自主的な文庫活動に対して、自動車文庫による配本を実施し、継続して支援します。

○支援を必要とする子どもの読書活動の推進

特別支援学校の児童生徒の見学や施設利用を引き続き受け入れるとともに、*CDブックや触れて楽しむ本等の充実に努めます。また、学校や関係施設、支援団体と情報を共有し、子どもの心の支えとなる本との出会いの場として、他の来館者にも配慮しながら見守っていきます。

○国際化を見据えた読書活動の推進

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え、国際社会の一員としての自覚と知識を身に付けられるように、諸外国や日本文化を紹介する図書を充実させます。また、外国語の絵本を充実させ、読み聞かせ等を通じて外国語に親しむ機会を設けるとともに、日本語を母国語としない子どもたちでも楽しめるよう配慮していきます。

○図書館員の資質向上

子どもの発達段階に応じた図書の選書や読書指導等のために、児童やヤングアダルト用図書を含む図書資料に関する広範な知識を習得します。また、子どもの読書活動に関する案内や相談に対応するための研修等に参加し、子どもの読書活動を支援する図書館員の資質・能力の向上を図ります。

3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携

幼稚園と保育所は、乳幼児期の子どもが読書に親しむ活動を積極的に行うことを期待されています。また、学校は子どもが生涯に渡る読書習慣を身に付ける上で大きな役割を担っており、発達段階に応じた読書指導を充実させ、読書量だけでなく、読書の質についても高めていくことが期待されています。

「小田原市学校教育振興基本計画」に基づいた、学校司書と図書ボランティアとの連携をはじめ、地域の方やボランティアとの連携や協力を進めることで、子どもの読書活動の充実を図ります。

○学校における読書活動の推進

朝の読書活動を継続して実施し、子どもの読書の習慣化に取り組みます。また、ボランティア等と連携し、読み聞かせ、ブックトーク等を実施していきます。

○学校図書館の充実

学校司書の計画的な配置を継続して行うとともに、図書ボランティアと連携した学校図書館の環境整備を更に推進して、児童生徒の利用を促進します。

また、データベース化を図っている学校図書館の蔵書情報の利活用を検討します。

○幼稚園や保育所における読書活動の推進

幼稚園や保育所において、乳幼児が絵本や読書に親しむ活動が一層充実するよう、絵本コーナー等の設置や、図書館の団体貸出を利用し、保護者や園児の読書環境を整えます。ボランティア等と連携を図り、子育て支援の観点も踏まえ、保護者への読書活動の意義や大切さの普及に努めます。

4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進

小田原は、近代文学の魁である北村透谷、詩人として名高い北原白秋など、数多くの文人が生まれ、居を構えました。作品の中には、小田原が登場し、今も、その風趣を味わうことができる景色が残されているものも少なくありません。こうした小田原ゆかりの文学者や作品を知ること、小田原ならではの知識や、郷土への愛着が身につく、豊かな文学的風土のまちに育つ子どもとして、読書の幅を広げていくような働きかけをします。

○小田原文学館への来館促進

本市南町にある小田原文学館は、登録有形文化財でもある歴史的建造物を活用し、小田原の文学について学べる施設です。この存在を広く周知し、子どもたち

の来館を促進していきます。

○小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及

大正期に小田原に居住した北原白秋は、この時期の童謡運動を牽引する存在で「からたちの花」「ペチカ」「この道」など、教科書にも多く採用されている作品を小田原在住時代に創作しました。また、「めだかの学校」や「みかんの花咲く丘」など小田原ゆかりの童謡は数多くあります。童謡を耳にする機会を増やし、親しみ、歌い継いでいくことで、文学への扉を広げていきます。

詩や俳句、短歌などは、情緒豊かな言葉遣いや表現方法を通じて、豊かな表現力を育てることができます。自分で書き写したり、朗読したりする体験を通し深く味わう機会を増やします。三好達治や藤田湘子など教科書でも取り上げられる小田原ゆかりの詩人や俳人の作品や、小田原を訪れ、小田原の風景を詠んだ詩歌を、子どもたちに紹介していきます。

○小田原が登場する作品等の紹介

文学作品の中で、自分が知っている風景や事柄に出会うと、その作品に親しみがわき、より印象が深く、作品の世界を感じることができるものです。小田原を舞台にした作品や、小田原ゆかりの人物が登場する作品を、展示やブックリスト、ブックトークなどの機会に積極的に取り上げ、読書のきっかけづくりをします。

5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」では、「アクセスしやすい出会う図書館」を小田原駅前の新たな図書施設におけるコンセプトとし、その役割の一つとして「次世代の育成」を掲げています。利用しやすい読書環境の整備に併せて、図書資料の利用が少ないヤングアダルト世代の利用促進に向けて、事業を展開します。

○図書施設への誘い

図書館は、誰でも利用することができ、様々な情報に出会える公共施設です。近年は、家庭や学校に次ぐ「第三の場（サード・プレイス）」としての役割も注目されており、自分自身の充電を図る憩いの場として利用する人も増えてきました。図書館に足を運び、その雰囲気に関心しながら、本と出会い、読みたい本を探し、手に取ってもらうため、子どもたちが利用している新しいメディアなどを活用し、来館を喚起するような情報発信や子どもの読書への意欲を促進します。

○子育て世代、子ども連れの来館の促進

子どものころから図書館に親しむことは、読書活動の推進に大きく寄与するも

のですが、小さな子どもを連れての外出は、子どもの言動や行動など保護者が気を遣うことが多くあります。新たな図書施設では、子ども連れでも気兼ねなく来館できるよう配慮した施設にすることで、子育て世代の来館を促します。また、来館者が、新たな気づきを得て、本により親しみが持てるように展示の工夫や子育て世代向けの事業を実施することで、繰り返し来館されるよう務めます。

○ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施

これまで、中高生を対象とする図書館事業は、体験学習を中心に実施しているため、参加できる中高生は限られていました。一方、自習目的で図書館を訪れる中高生は多くおり、新たな図書施設では、こうした中高生の来館が期待されます。来館した中高生が、次のステップとして、心に残る本と出会えるように、それぞれにあった本を推薦していくとともに、*ビブリオバトルなど訴求力が強い事業を実施し、中高生の参加を増やします。

計画の体系図

基本的な考え方

子ども読書活動の推進でめざす姿

考えられる

伝えられる

大切にできる

基本方針

- (1) 家庭・地域・学校等それぞれの機能や特性を活かした読書活動の推進
- (2) 取組を行う関係機関や団体の連携の推進
- (3) 子どもの発達段階に応じた、読書に親しむことのできる環境づくり

数値目標

①乳幼児のいる家庭での読書をしない子どもの割合		10%
②児童書の年間貸出冊数		200,000冊
③ヤングアダルト向け図書の年間貸出冊数		10,000冊
④本を読む児童生徒の割合	小学生	98%
	中学生	95%
⑤学校図書館図書標準を充足している小中学校の割合		80%
⑥団体登録率	幼稚園・保育所	60%
	小中学校	100%

推進のための方策

- 1 家庭における子ども読書活動の推進
- 2 地域における子ども読書活動の推進
- 3 学校・幼稚園・保育所における子ども読書活動の推進と連携
- 4 小田原ゆかりの文学を通じた子ども読書活動の推進
- 5 新たな図書施設の中での子ども読書活動の推進

計画事業一覧

事業項目		関係機関等
家庭における 子ども読書活動の推進	「家読（うちどく）」の推進	生涯学習課 図書館 健康づくり課 子育て政策課
	ブックリストの作成と活用	
	乳児と保護者への啓発事業	
	読み聞かせ講座の実施	
	家庭教育講座との連携	
地域における 子ども読書活動の推進	図書資料の充実	図書館 ネットワーク館
	図書資料の利用促進	
	ブックリストの作成と活用（再掲）	
	図書館への来館促進	
	ボランティア団体との連携と支援	
	児童行事の充実	
	職場体験・体験学習の受け入れ	
	読書活動推進講演会の実施	
	地域等における読書活動の支援	
	支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
	国際化を見据えた読書活動の推進	
図書館員の資質向上		
学校・幼稚園・保育所における 子ども読書活動の推進と連携	学校における読書活動の推進	保育課 保育所 教育指導課 幼稚園 小中学校
	学校図書館の充実	
	幼稚園や保育所における読書活動の推進	
小田原ゆかりの文学を通じた 子ども読書活動の推進	小田原文学館への来館促進	図書館
	小田原ゆかりの童謡・詩歌の普及	
	小田原が登場する作品等の紹介	
新たな図書施設の中での 子ども読書活動の推進	図書施設への誘い	図書館
	子育て世代、子ども連れの来館の促進	
	ヤングアダルト世代を対象とした事業の実施	

用語解説

※ヤングアダルト

児童と成人の中間に位置する主に中学生・高校生の読者あるいは利用者。YAと略して使用することもある。

※調べ学習

児童・生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。

※図書館こどもクラブ

小学生を対象に、図書館の仕事、絵本づくり等の体験や学習や活動を通じて図書館への一層の理解を深めてもらうことを目的とした図書館行事。

※一日図書館員

夏休み期間中に、小学校4～6年生を対象として、図書館の仕事を体験することにより、図書館をさらに身近なものとするを目的とした図書館行事。

※図書館たんけん隊

夏休み期間中に、小学校1～3年生を対象として、図書館内の見学や壁面おりがみの製作などを行い、図書館の利用方法を理解することを目的とした図書館行事。

※放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病などにより、放課後の家庭において健全な育成を受けられない小学生を対象に、生活や遊びの場を提供する制度。

※地域文庫

地域の自治会やPTAなどのグループが地域の施設等で子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※家庭文庫

個人の篤志家が自宅を開放し、子どもを対象に図書の貸出等を行う私設の図書館。

※自動車文庫

図書館サービスを市全域に提供するため、図書館分館や配本所に定期的に図書資料の配本を行う事業。

※学校司書

学校図書館の充実を図り、児童や生徒、教員の学校図書館の利用促進のため、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員。

※ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、特定のテーマに沿ってあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

※学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に文部科学省が各学校（小・中学校、特別支援学校等）の学級数に応じた蔵書の標準冊数を定めたもの。

※団体貸出

幼稚園・保育所・小中学校等やその他の団体に対して、貸出冊数や貸出期間の上限を100冊（その他の団体は50冊）、1か月として図書資料等の貸出をする制度。

※デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を国立国会図書館の承認を受けた図書館等の館内で利用できるサービス。

※歴史的音源配信提供サービス

歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）がデジタル化した、1900年初頭から1950年頃までに国内で製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽や演説等の約5万の音源のうち、インターネット上で一般公開されていない音源を、国立国会図書館の配信提供に参加している図書館等の館内で利用できるサービス。

※CDブック

主に書籍を朗読したものを録音した音声媒体。

※ビブリオバトル

参加者が面白いと思った本を紹介し合い、参加者全員でディスカッションを行い、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム。（書評合戦）。

「子どもの読書活動に関するアンケート」の結果

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、幼稚園・保育所の園児の保護者や小中学校の児童生徒を対象にアンケート調査を行うことにより、平成22年9月に策定した「小田原市子ども読書活動推進計画」の成果を検証し、第二次計画策定の基礎資料とするために実施する。

(2) 実施方法

調査対象校にアンケート用紙を配布し、幼稚園・保育所、小中学校ごとに実施・回収する。

(3) 調査対象

- ①調査対象 小田原市内の公立幼稚園・保育所、小中学校
(幼稚園6園、保育所6園、小学校25校、中学校11校)
幼稚園・保育所は園ごとに15人
小中学校は各学年1クラス
- ②対象学年等 幼稚園・保育所 0～6歳
小中学校 全学年

(4) 調査期間

平成27年9月17日～10月16日

(5) サンプル数

①幼稚園・保育所 169人

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
人数	1人	5人	9人	17人	37人	60人	40人	169人

②小学校 4,315人

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	674人	684人	708人	695人	765人	789人	4,315人

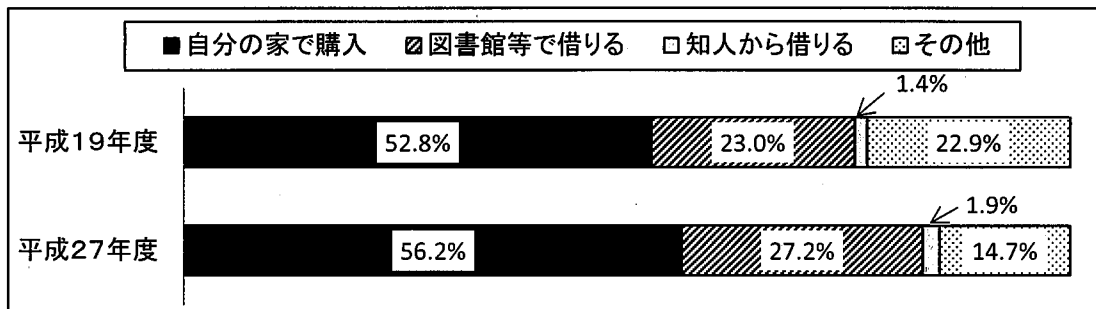
③中学校 1,069人

学年	1年	2年	3年	合計
人数	368人	356人	345人	1,069人

2 調査の結果

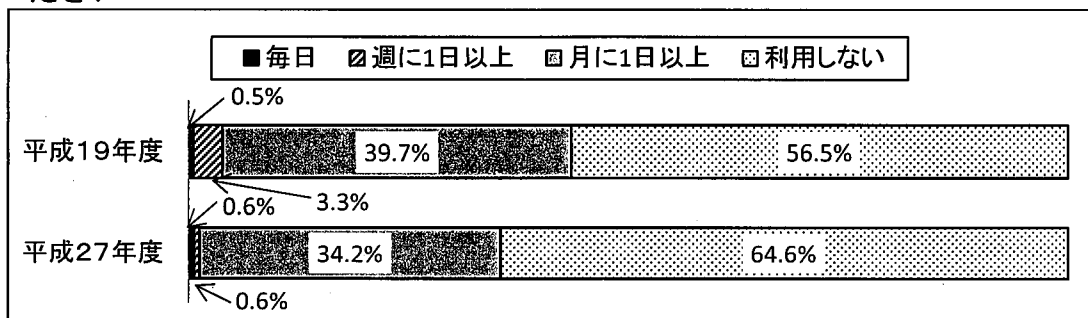
(1) 幼稚園・保育所の園児の保護者

①お子さんの読書のための本は、どのようにされていますか



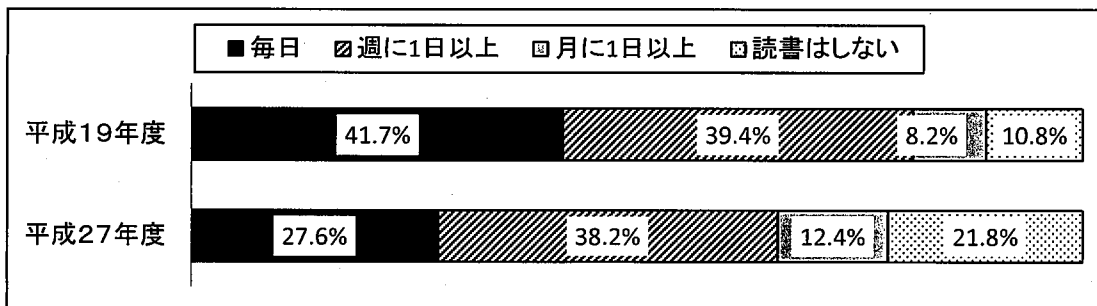
56.2%の家庭が、子どもの本を「自分の家で購入」していると回答しており、保護者が子どもに本を提供している割合は、平成19年度に比べて、3.4ポイント増加しています。また、「図書館等で借りる」家庭も27.2%となり、平成19年度に比べて、4.2ポイント増加しています。

②お子さんの市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館の利用状況を教えてください



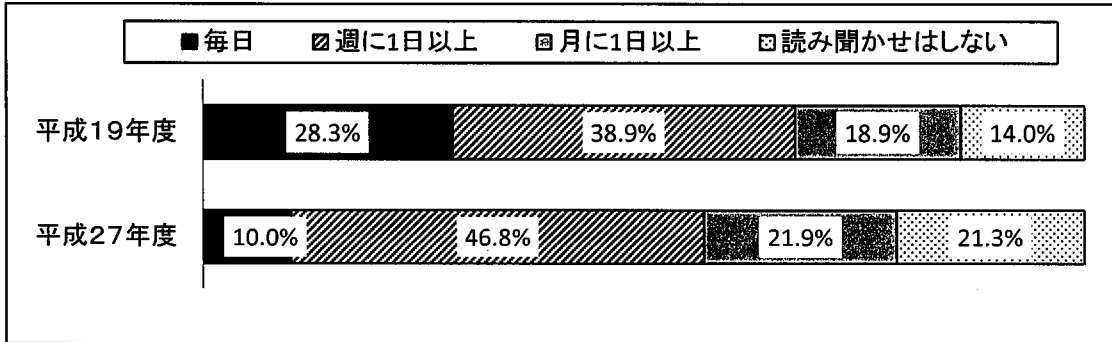
「月に1日以上」図書施設を利用する子どもの割合は、34.2%となり、平成19年度に比べて、5.5ポイント減少していますが、64.6%の子どもが「図書施設を利用しない」と回答しており、平成19年度より、8.1ポイント増加しています。利用しない理由として、「家の身近に図書施設がないため利用しにくい。」といった意見が多くありました。

③お子さんはどのくらい読書をしていますか



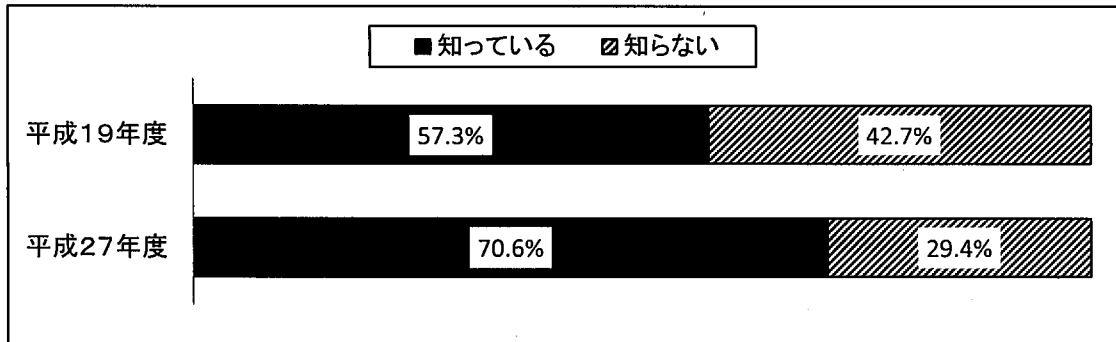
「毎日」読書をする子どもの割合は27.6%となり、平成19年度に比べて、14.1ポイント減少しています。また、「読書はしない」子どもの割合は、21.8%となり、平成19年度に比べて、11ポイント増加しています。

④お子さんに読み聞かせをされていますか



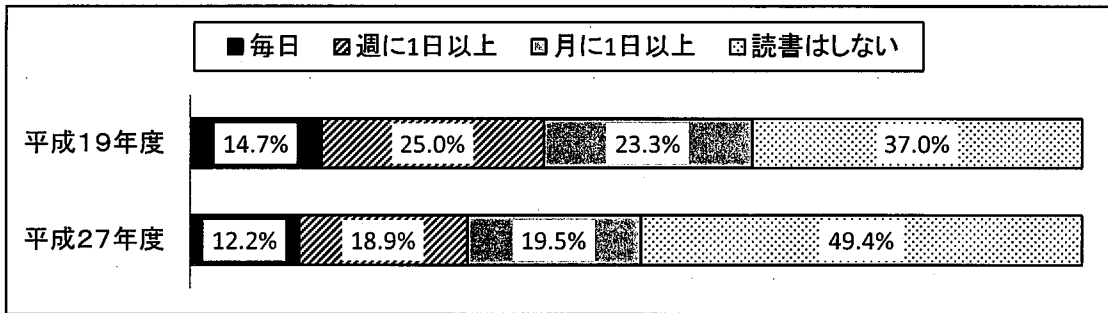
「毎日」読み聞かせをしている家庭は、10.0%となり、平成19年度に比べて、18.3ポイント減少しています。また、「読み聞かせはしない」家庭は、21.3%となり、平成19年度に比べて、7.3ポイント増加しています。子どもの就寝時間の優先や親の就労時間の影響で読み聞かせに充てる時間が取れない等の意見がありました。

⑤市立図書館・かもめ図書館・けやき図書室で実施している絵本の読み聞かせをご存じですか



図書館等で実施している絵本の読み聞かせを「知っている」と回答した保護者の割合は、70.6%ありました。平成19年度に比べて、13.3ポイント増加しています。

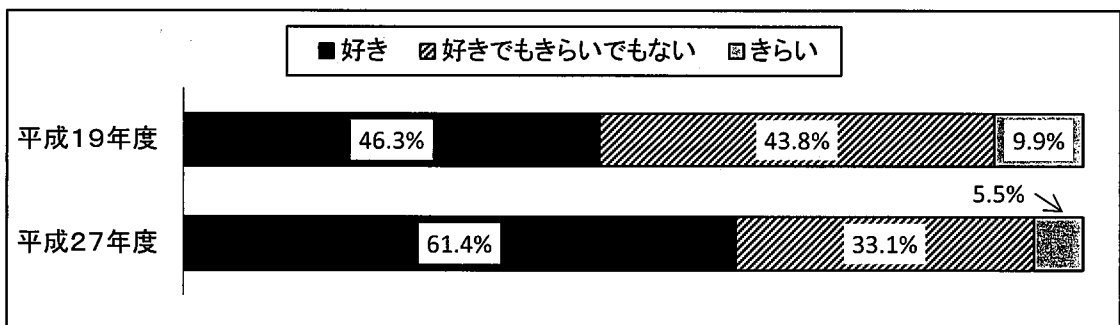
⑥あなた自身は読書をされていますか



「毎日」読書をする保護者の割合は、12.2%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。また、「読書はしない」保護者の割合は、半数近い49.4%となり、平成19年度に比べて、12.4ポイント増加しています。

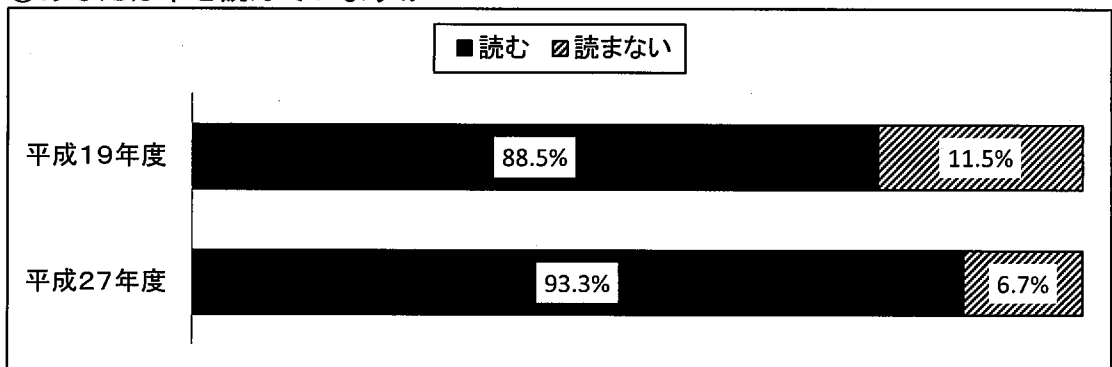
(2) 小学生

①読書をすることは好きですか



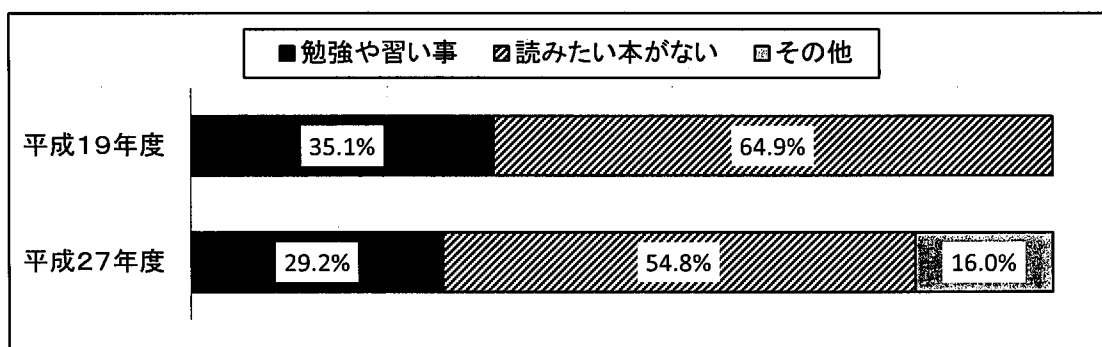
読書をするのが「好き」な児童の割合は、61.4%となり、平成19年度に比べて、15.1ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な児童の割合は、5.5%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



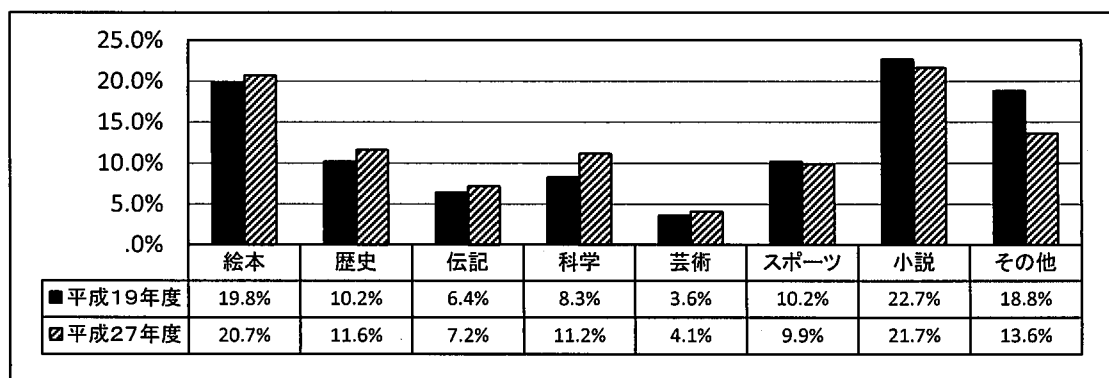
本を「読む」児童の割合は、93.3%となり、平成19年度に比べて、4.8ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



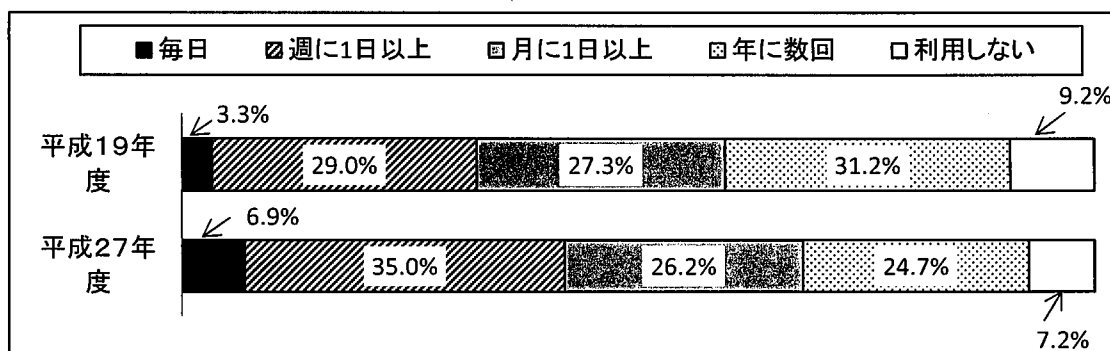
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない児童の割合は、それぞれ、29.2%、54.8%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「身近に本がない」、「運動やスポーツを優先している」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



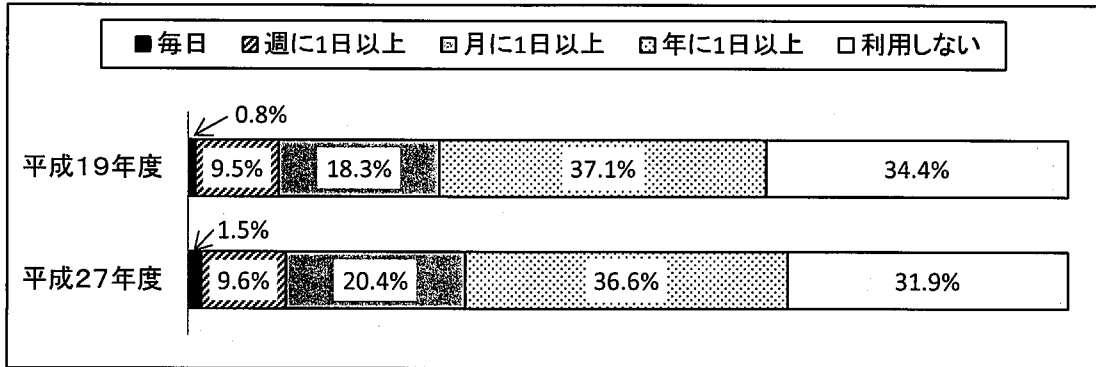
「科学」の分野の本を読む児童の割合が11.2%となり、平成19年度に比べて、2.9ポイント増加していますが、児童が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する児童の割合は、それぞれ6.9%、35.0%となり、平成19年度に比べて、増加しています。また、「年に数回」や「利用しない」はそれぞれ24.7%、7.2%となり、平成19年度に比べて減少しています。

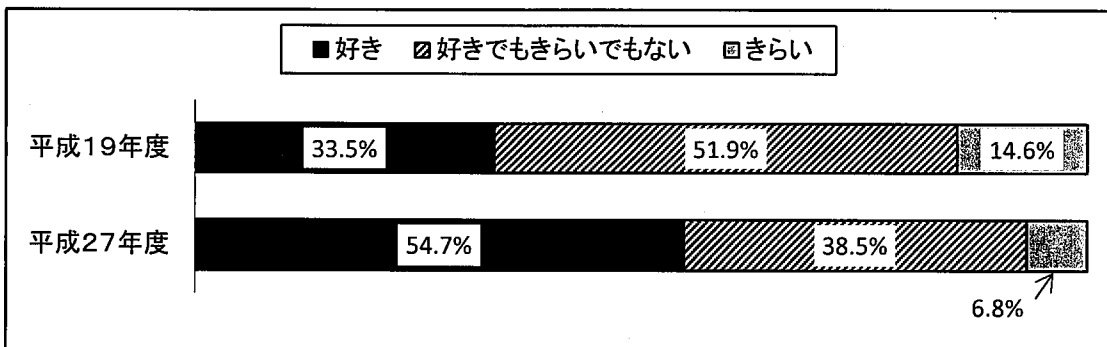
⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」児童の割合は31.9%となり、平成19年度に比べて、2.5ポイント減少しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する児童の割合は、それぞれ1.5%、9.6%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

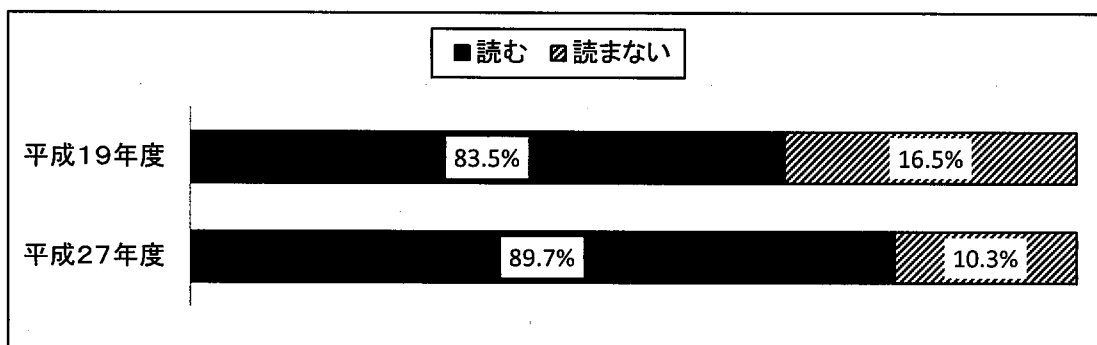
(3) 中学生

①読書をすることは好きですか



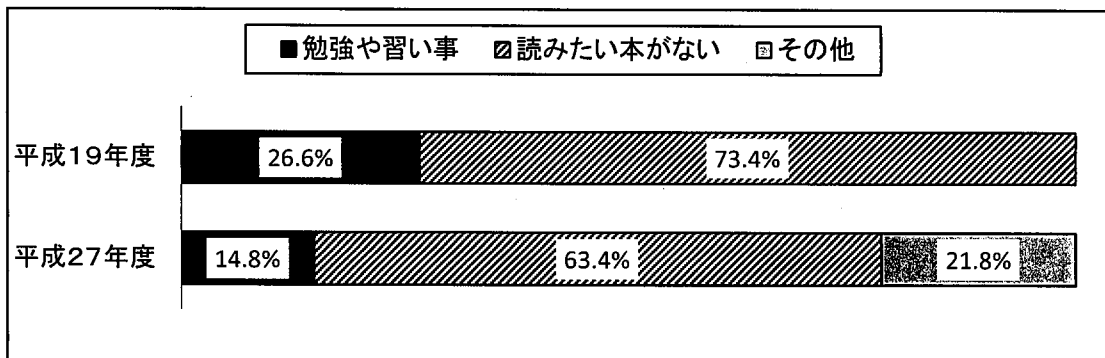
読書をするのが「好き」な生徒の割合は、54.7%となり、平成19年度に比べて、21.2ポイント増加しています。また、読書が「きらい」な生徒の割合は、6.8%となり、平成19年度に比べて、7.8ポイント減少しています。

②あなたは本を読んでいますか



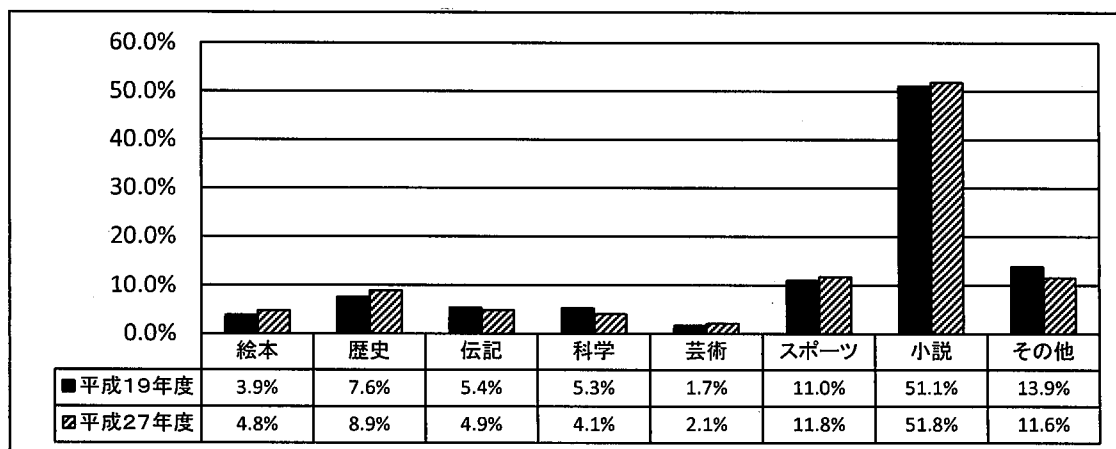
本を「読む」生徒の割合は、89.7%となり、平成19年度に比べて、6.2ポイント増加しています。

③本を読まないのはなぜですか



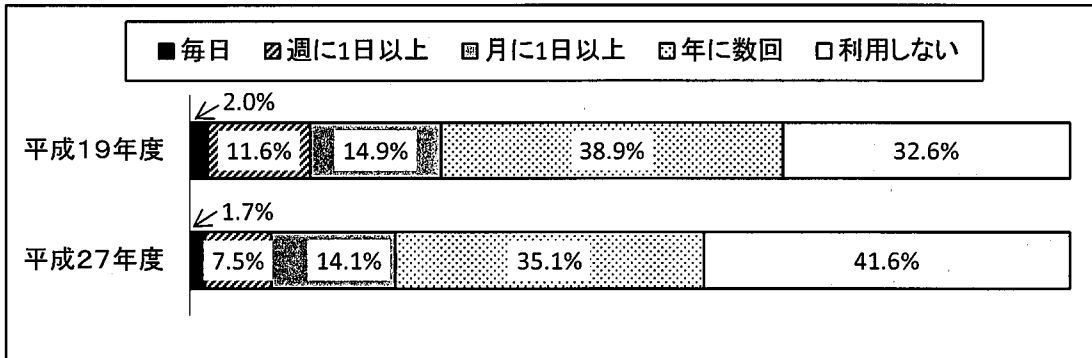
調査項目を追加したため、正確な比較はできませんが、「勉強や習い事」や「読みたい本がない」ため、本を読まない生徒の割合は、それぞれ、14.8%、63.4%となり、平成19年度に比べて減少しています。「その他」の理由では、「読書に興味がない」や「読書をしている時間がない」などがありました。

④あなたはどのような本を読みますか



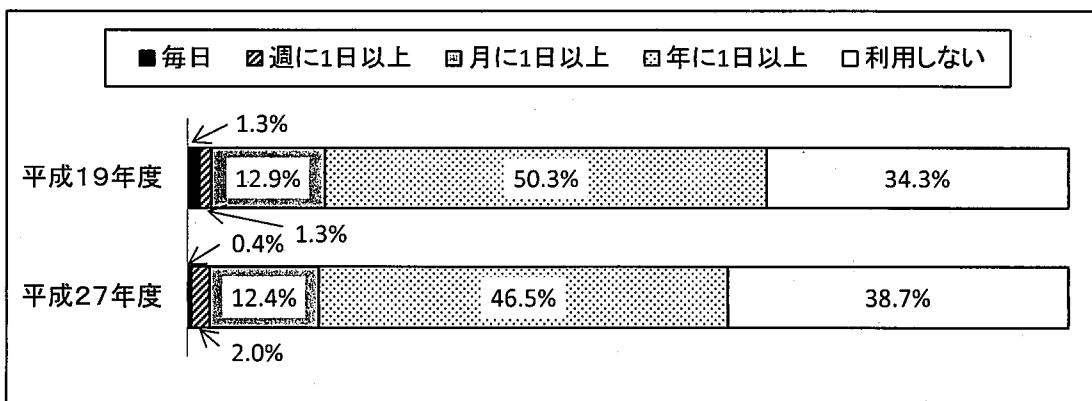
「科学」の分野の本を読む生徒の割合が4.1%となり、平成19年度に比べて、1.2ポイント減少していますが、生徒が読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。

⑤学校の図書室をどのくらい使いますか



「毎日」と「週に1日以上」学校の図書室を利用する生徒の割合は、それぞれ1.7%、7.5%となり、平成19年度に比べて、減少しています。また、「利用しない」生徒は、41.6%となり、平成19年度に比べて、9ポイント増加しています。

⑥市立図書館・かもめ図書館・ネットワーク館をどのくらい使いますか



市内の図書施設を「利用しない」生徒の割合は38.7%となり、平成19年度に比べて、4.4ポイント増加しています。「毎日」と「週に1日以上」利用する生徒の割合は、それぞれ0.4%、2.0%で平成19年度とほぼ同じ割合でした。

第二次小田原市子ども読書活動推進計画

発 行：平成〇〇年〇月

発行者：小田原市教育委員会

編 集：小田原市文化部図書館

（小田原市立かもめ図書館）

小田原市南鴨宮1-5-30

電話 0465-49-7800

小田原市スポーツ振興基本指針の改正について

小田原市スポーツ振興基本指針の改正について、パブリックコメントの実施結果を、小田原市スポーツ推進審議会及び教育委員会定例会に報告するとともに、本委員会に報告するものです。

1 経過

- 平成27年 8月21日 小田原市スポーツ推進審議会に「小田原市スポーツ振興基本指針の見直しについて」を説明
- 平成27年10月16日 小田原市民スポーツアンケートの実施（平成27年12月25日まで）
- 平成28年 3月 7日 小田原市スポーツ推進審議会に「小田原市民スポーツアンケートの結果について」を報告し、「小田原市スポーツ振興基本指針の見直しについて」を協議
- 平成28年 8月29日 小田原市スポーツ推進審議会において「小田原市スポーツ振興基本指針の見直しについて」を協議
- 平成28年10月19日 小田原市スポーツ推進審議会において「小田原市スポーツ振興基本指針の見直しについて」を協議
- 平成28年12月 1日 厚生文教常任委員会に「小田原市スポーツ振興基本指針の改正について」を報告
- 平成28年12月15日 パブリックコメントの実施（平成29年1月13日まで）
- 平成29年 1月25日 小田原市スポーツ推進審議会にパブリックコメントの結果を報告
- 平成29年 1月26日 教育委員会1月定例会にパブリックコメントの結果を報告

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市スポーツ振興基本指針の改正
政策等の案の公表の日	平成28年12月15日（木）
意見提出期間	平成28年12月15日（木）から 平成29年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 （市内公共施設、ホームページ、スポーツ課窓口）

(2) 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	11件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

(3) 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	4
C	今後の検討のために参考とするもの	5
D	その他（質問、政策等に反映しないものなど）	2

〈具体的な内容〉

全体に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方 （政策案との差異を含む。）
1	2-1 スポーツに対する意識の変化 身近で気軽に楽しめるスポーツや健康・体力づくりを増加させるためには体育の知識がある指導者が必要であると思いました。	B	スポーツ指導者については、大学や関係機関等と連携し、充実を図ってまいります。また、「支える」スポーツとしても、スポーツ実施率を向上させるため、指導者育成を図ってまいります。
2	2-1 スポーツに対する意識の変化 参加・継続しやすい環境については様々な地区の体育館などを利用してスポーツの基本について知ってもらう必要があるのではと思いました。	C	スポーツに参加・継続しやすい地区の体育館などを利用したきっかけづくりについては、具体的な取組事例の参考とさせていただきます。
3	2-2 本市におけるスポーツの実施状況 まず、実施率を上げるためには地域で年齢ごとにエアロビクスなどを行ってみるのが良いのではないのでしょうか。	C	地域での年齢ごとのエアロビクスなどの実施については、具体的な取組事例の参考とさせていただきます。

4	<p>2-3 既存の組織、団体と総合型地域スポーツクラブ</p> <p>生涯スポーツとは何か？を基本から知る必要があると思います。私の通学している大学には総合型地域スポーツクラブは子どもからスタートできるクラブがあり、小田原市も体育協会などと相談し、総合型地域スポーツクラブをさらに充実していくべきだと思いました。</p>	B	<p>総合型地域スポーツクラブの一層の活動の充実のため、種目団体や地域団体等との連携を図り、支援してまいります。</p>
5	<p>2-4 地域スポーツの活性化</p> <p>ウォーキングだけではなくウォーキングにジョギングをプラスしていくべきです。</p>	B	<p>現在実施しているウォーキング事業のほか、ジョギングを含めたランニングの定着の検討も継続して進めてまいります。</p>
6	<p>2-4 地域スポーツの活性化</p> <p>できるなら私はスポーツ推進委員の方がどのような活動をされているのか知りたいです。</p>	D	<p>スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進のため、事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技指導、市民スポーツ活動の促進のための組織育成、スポーツ行事・事業の協力などの活動を行っています。</p>
7	<p>2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出</p> <p>まず、子どもたちに対し、スポーツ・運動の大切さについてスポーツ推進委員の方が講演をし、実際に運動を行わせる必要があると思いました。また運動を行かせた後、どのくらい体力がないのかを知り、運動教室を開催すべきだと思いました。</p>	C	<p>スポーツ推進委員の講演や運動教室の開催については、具体的な取組事例の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>2-6 高齢者・障がい者のスポーツ</p> <p>高齢者には6分間歩行や、開眼片足立ち、10m障害物歩行の実施、障がい者には、シッティングバレーボールなどの実施が良いのではないのでしょうか。</p>	C	<p>御提案いただいた内容については、具体的な取組事例の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>2-7 スポーツ施設の整備・充実</p> <p>小田原アリーナの使用についてもう少し考える必要があるのではと思いました。市民にスポーツを実施してほしいという思いがありますが、休日などには小学校・中学校・高等学校などの体育館や小田原アリーナの使用をもう一度考えてほしいです。</p>	C	<p>身近な地域や日常生活の中で気軽にスポーツを楽しめるよう、施設運営の在り方について、ニーズを踏まえ研究してまいります。</p>

10	2-8 スポーツ指導者の充実 まず、スポーツ推進委員の方が何人いらっしゃるのかわからないので何も言えないのです。	D	26 地区から 3 人ずつ、合計 78 人のスポーツ推進委員を委嘱しています。
11	2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信 スポーツ協会などと連携していくべきであると思います。	B	市体育協会などとの連携を推進してまいります。

(改正案)

小田原市スポーツ振興基本指針

～ 動かそう、あなたの体、スポーツで ～

小田原市

もくじ

1 策定の背景・趣旨	1
2 現況と課題	3
2-1 スポーツに対する意識の変化	3
2-2 本市におけるスポーツの実施状況	4
2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ	4
2-4 地域スポーツの活性化	5
2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出	6
2-6 高齢者・障がい者のスポーツ	7
2-7 スポーツ施設の整備・充実	7
2-8 スポーツ指導者の充実	8
2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信	8
3 目標	8
4 スポーツ振興基本指針	11

1 策定の背景・趣旨

少子高齢社会の到来や情報化の進展、余暇の増大など、社会がこれまで以上に変化していく中で、充実した自由時間の実現や健康・生きがいづくりなどから、市民のスポーツに対する志向は今後ますます高まることが予想されます。

競技者を中心とした従来からの種目活動に加え、ウォーキングを始め、ペタンクやグラウンドゴルフなどのニュースポーツに取り組む人々も増え、スポーツがこれまで以上に身近なものになってきています。

このように身近で、気軽に楽しめるスポーツへの高まりを受け、スポーツ観戦を楽しむことや、スポーツ関連イベントの運営サポートで充実感を味わうことも「スポーツ活動への参加」として捉える動きも見られ、スポーツへのかかわり方にも広がりが生まれています。

一方、子どもたちのスポーツをする機会が減少し、特に近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。子どもたちの体力・運動能力の低下傾向は昭和 60 年頃から続いており、さらに肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。文部科学省では、中央教育審議会の答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」を受け、平成15年度から「子どもの体力向上推進事業」を実施していますが、子どもたちの外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

スポーツ活動へのニーズが多様化し、また、スポーツに対して新たな価値観が生まれるなど、これまでのスポーツ環境に変化が現れているなか、子どもから高齢者まで、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツ活動を行えるようスポーツ環境をより充実させていくことが、今後のスポーツ振興を支え・発展させる鍵となっています。

特に、子どもたちがスポーツの指導を受けられ、いつまでも継続できるスポーツ活動の新しい“しくみづくり”は大きな課題と言えます。

国では1961年(昭和36年)以降50年間、国民スポーツの方向性を示してきたスポーツ振興法に代わり、2011年(平成23年)に、スポーツ基本法を制定し、それに基づく「スポーツ基本計画」を策定しました。また、神奈川県では、2016年(平成28年)にそれまでの「アクティブかながわ・スポーツビジョン」に代わる計画を策定しています。

本市は、2010年度(平成22年度)までを計画期間とする総合計画「ビジョン21おだわら」において「生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツを通じて健康で生き生きとした社会の実現を目指す中で、平成19年度に「小田原市民スポーツアンケート」を実施し、スポーツ活動に関する市民ニーズを把握するとともに、スポーツ活動の実施状況等を調査しました。その調査結果を踏まえ、市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして、

目標年次を平成28年度とする「小田原市スポーツ振興基本指針」を平成21年度に策定しました。

この度、平成28年度に期間の満了となる小田原市スポーツ振興基本指針について、平成27年度に実施した「第2回小田原市民スポーツアンケート」の結果などをもとに見直しを行うものです。

本指針目標年次については、市総合計画の後期基本計画目標年次の平成34年度に合わせ、推進に当たっては、基本計画、実施計画に反映させるものとします。

~2012 ~H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023~ H35~
国(文部科学省)スポーツ基本計画 H24~H33											
「かながわグランドデザイン」 H24~H37											
神奈川県スポーツ振興指針 「アクティブかながわ・スポーツビジョン」 H16~H27											
「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン」 H26.8~											
小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」											
前期基本計画 H23~H28						後期基本計画 H29~H34					
小田原市スポーツ振興基本指針											
H21~H28						H29~H34					

～ 「運動」、「スポーツ」、「スポーツ活動」について ～

「運動」

ここでいう「運動」とは、健康のためなどに行う軽度の身体活動をいう。

「スポーツ」

通常、スポーツは、競技スポーツ、生涯スポーツ、学校教育などで実施されている活動などを指すが、ここでいう「スポーツ」とは、それらのレベルや内容、目的にかかわらず、幅広く行うものをいう。

「スポーツ活動」

ここでいう「スポーツ活動」とは、実際に体を動かす“するスポーツ”のみならず、競技を観戦するなどの“みるスポーツ”、スタッフやサポーター、指導者などとして“支えるスポーツ”を指す。

2 現況と課題

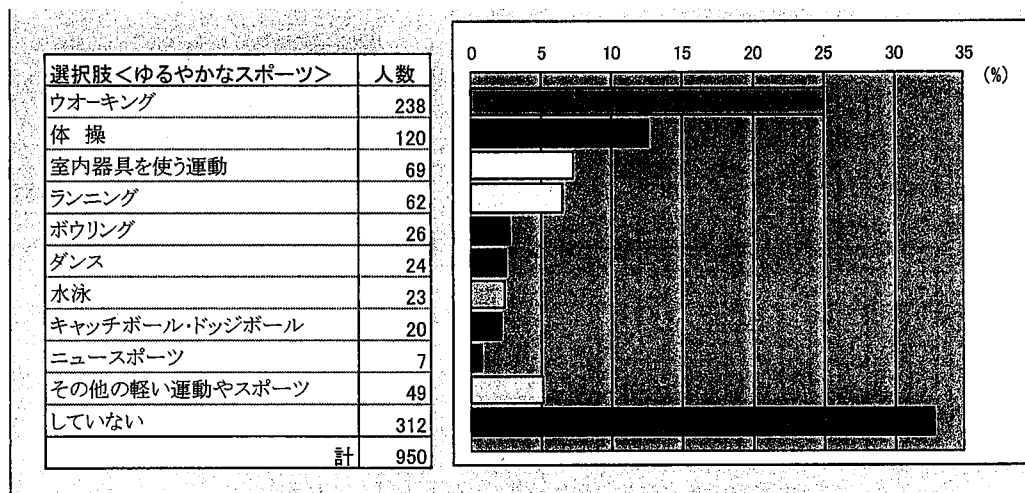
2-1 スポーツに対する意識の変化

社会環境の変化に伴い、人々のスポーツに対する意識も徐々に変化が生じてきました。

本市では、平成20年2月と平成27年10月の2度にわたり、「小田原市民スポーツアンケート」を実施しましたが、どちらにおいても、定期的に行っているスポーツとして、「ウォーキング」や「体操(ストレッチ)」など、手軽に実施できるものの割合が高い結果となりました。全国的にも、競技を中心としたスポーツだけではなく、身近で気軽に楽しめるスポーツへと広がりを見せ始めています。

今後も、スポーツに気軽に参加できるよう促すとともに、性別・年代を問わず、継続してスポーツに親しめる環境づくりが必要になっています。

★定期的に1日あたり30分以上行っているスポーツについて(ゆるやかなスポーツ)



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

また、健康・体力づくりのために運動をする人が増えています。

運動をよく行っている者は、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病などのり患率や死亡率が低いことが知られています。また、運動がメンタルヘルスに効果をもたらします。さらに高齢者においても歩行など日常生活における運動が寝たきりや死亡を減少させる効果があることが示されています。

多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できる方法の提供や環境を作ることが重要です。

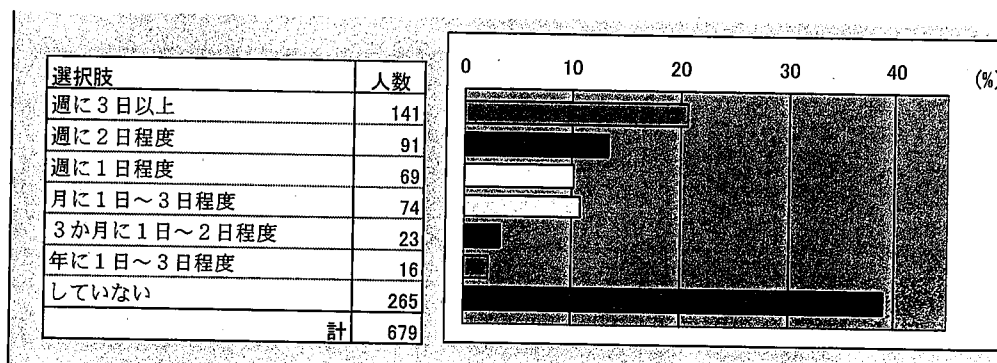
出典:「小田原市健康増進計画」

2-2 本市におけるスポーツの実施状況

国では、1回あたり30分以上の運動を週1回以上行った人の割合を「スポーツ実施率」として、生涯スポーツ社会の実現に向けた一つの指標としていますが、「第2回小田原市民スポーツアンケート」をもとに算出した本市のスポーツ実施率は、平成19年度調査より0.6ポイント上昇して44.3%となりました。これは、国の調査結果(平成24年)47.5%をやや下回るものの、県の調査結果(平成27年)42.2%を上回る結果となっています。

また、「小田原市民スポーツアンケート」では、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)が前回より1.2ポイント上昇して39.0%となっています。今後は実施率の向上はもとより、非実施率の割合を減らすよう、スポーツをするきっかけづくりとなる施策にも、より一層取り組んでいく必要があります。特にスポーツを行わなかった理由で最も多いものが「仕事(家事・育児含む)が忙しいから」であることから、日常生活の合間に短時間で手軽にできる運動の紹介、啓発が重要です。

★スポーツを1日30分以上行っている場合、その頻度について



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ

本市には地域住民で構成された26地区の体育振興会・体育協会があり、地域スポーツ活動の受け皿となっています。また、スポーツ基本法に基づき、本市では、各地域から3名、合計78名のスポーツ推進委員を委嘱しており、市民が行うスポーツ活動への指導・助言をしています。さらに、市体育協会内には21の競技団体、10のレクリエーション団体、そしてスポーツ少年団等が組織されており、それぞれ固有の種目や目標に応じたスポーツの普及・発展に寄与しています。

一方、国が「全国の市町村に少なくとも1つ設置する」とこととしている総合型地域スポーツクラブについては、本市ではすでに2団体が設立されています。

種目団体はそれぞれ競技に応じた大会等を積極的に行っており、また、2つの総合型地域スポーツクラブについても、種目や地域を拠点とした活動を行っていますが、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、今後は、新たな連携の必要性も生じています。

地区体育団体

1	緑地区体育振興会	14	山王網一色体育振興会
2	新玉地区体育協会	15	下府中体育振興会
3	万年体育振興会	16	富士見体育振興会
4	幸地区体育振興会	17	桜井体育振興会
5	十字地区体育振興会	18	豊川体育協会
6	足柄体育振興会	19	上府中体育協会
7	芦子地区体育振興会	20	下曾我体育協会
8	二川体育協会	21	国府津体育振興会
9	東富士水体育振興会	22	酒匂体育協会
10	富士水体育振興会	23	片浦体育振興会
11	久野体育振興会	24	曾我体育振興会
12	大窪体育振興会	25	前羽体育振興会
13	早川体育振興会	26	橋北体育振興会

競技団体

1	小田原野球協会	12	小田原ソフトボール協会
2	小田原卓球協会	13	小田原バドミントン協会
3	小田原市陸上競技協会	14	小田原スキー協会
4	小田原ソフトテニス協会	15	小田原射撃協会
5	小田原水泳協会	16	小田原空手道協会
6	小田原地区バレーボール協会	17	小田原テニス協会
7	小田原柔道協会	18	小田原少林寺拳法協会
8	小田原弓道協会	19	小田原市ゴルフ協会
9	小田原剣道連盟	20	小田原地区空手道連盟
10	小田原バスケットボール協会	21	小田原市ボウリング協会
11	小田原サッカー協会		

レクリエーション団体

1	小田原市歩け歩きの会
2	小田原市スクエアダンス協会
3	小田原市ゲートボール協会
4	小田原市インディアカ協会
5	小田原ベタンク協会
6	小田原リズム体操協会
7	小田原市ダンススポーツ連盟
8	小田原市スポーツチャンバラ協会
9	小田原市パークゴルフ協会
10	小田原市グラウンドゴルフ協会

(データはすべてH28年度4月現在)

2-4 地域スポーツの活性化

地域が受け皿として生涯スポーツを支える一方、地域の活性化の一端をスポーツ活動が担っているという互恵的な関係があるものの、「小田原市民スポーツアンケート」によると、小田原市スポーツ推進委員、地区の体育振興会・体育協会、総合型地域スポーツクラブについては「知らない」との回答が過半数を占めています。また、地区ごとにスポーツクラブ・同好会の活動情報を集約して公開していますが、一部の活用にとどまっています。

健民祭(地区の運動会)や市民総合体育大会など、地域単位のスポーツ活動への参加が一定数見られることや、総合型地域スポーツクラブに「ぜひ加入したい」「条件次第で加入したい」の合計が全回答の約3分の2を占めるなど、地域スポーツのベースは存在しているので、これを活かして地域スポーツの活性化を推し進めていく必要があります。

こうした取組を進めるためには、地域でのコーディネーターとしてスポーツ推進委員の育成・活動支援が重要です。

また、気軽に楽しみ取り組んでみたいスポーツとして人気の高いウォーキングやランニングは、スポーツを始める一歩となります。これらウォーキングやランニングを糸口に、スポーツ振興を進めていくことが必要と考えます。

2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出

子どもたちのスポーツをする機会が減少し、特に、近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。国では、定期的に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施し、子どもの体力の状況を把握・分析することにより、体力向上に関して継続的に検証することとしています。

本市では、子どもたちのスポーツをする機会の受け皿として、スポーツ少年団や学校運動部活動が中心的な役割を果たしていますが、近年の少子化の影響により、加入者の減少や指導者の確保の難しさも新たな課題となっています。さらに、地域のつながりの希薄化も子どもたちへはマイナスの要因となっています。

このような傾向が継続的に進むことにより、子どもたちのスポーツをする機会を減少させるだけではなく、ゲーム機など室内遊びの増加による外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、神奈川県は小学5年生男子の体力合計点において全国47都道府県中46位、そしてその中でも本市の平均は県内平均を0.5ポイント下回る状況でした。

今後は、子どもたちがスポーツを気軽に、そして継続的に行うことができるしくみづくりが求められています。

また、小田原市教育委員会では、新体力テストの総合評価が下位層(D・E層)の児童生徒の割合を全国平均の割合まで下げることが目標としています。新体力テストの総合評価とは、8種目全てを実施した場合の体力テストの合計得点(80点満点)の良いほうからA・B・C・D・Eの5段階で評定した体力の総合評価のことです。スポーツの楽しさを伝え、子どもたちの苦手意識の克服や、やる気をおこさせる等、地域などが学校体育を側面より支援することが求められています。

なお、子どもたちの運動能力向上のためには、幼児期からの運動を習慣付けることも重要です。

小学校5年生	男子			女子		
	小田原市	神奈川県	全国	小田原市	神奈川県	全国
握力(kg)	15.57	16.44	16.45	15.28	15.85	16.05
上体起こし(回)	18.81	19.21	19.58	17.96	17.75	18.42
長座体前屈(cm)	32.51	33.30	33.05	36.98	37.61	37.44
反復横とび(点)	39.34	38.92	41.60	37.94	36.22	39.55
20m シャトルラン(回)	49.31	48.21	51.64	37.86	34.98	40.69
50m 走(秒)	9.44	9.39	9.38	9.64	9.69	9.62
立ち幅とび(cm)	147.99	148.58	151.24	141.60	140.58	144.77
ソフトボール投げ(m)	21.70	21.77	22.52	13.42	12.65	13.77
体力合計点(80点満点)	51.94	52.44	53.80	53.56	52.61	55.18

出典:「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における種目ごとの平均値」

2-6 高齢者・障がい者のスポーツ

おだわら障がい者基本計画では、「障がい者にとって、スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いある生活を送るためになくはならないもので、こうした活動は、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持増進、余暇の充実等多様なニーズで展開しており、障がい者の生きがいや仲間とのふれあいに必要です。」とあり、主な取り組みとして、障害者スポーツ大会参加選手への支援や障がい者のスポーツ振興を行っている団体への支援事業等があります。

おだわら高齢者福祉介護計画(第6期 平成27～29年度)では、新しい総合事業の介護予防事業のうち介護予防普及啓発事業として、高齢者筋力向上トレーニング事業や、いきいき健康事業を推進し、健康寿命の延伸に努めています。

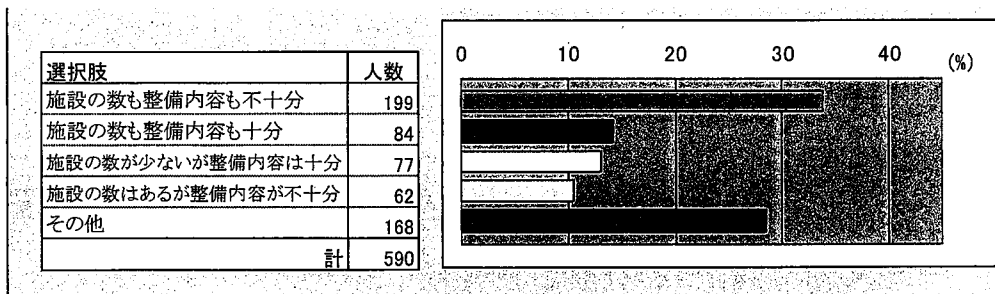
また、小田原市健康増進計画では、高齢者においても歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡を減少させる効果があるとして、多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できる方法の提供や環境を作ることが重要とあります。

生涯スポーツ社会の実現において、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが主体的にスポーツを楽しむことのできる支援や環境づくりが必要と考えられます。

2-7 スポーツ施設の整備・充実

本市は、小田原アリーナを始め、城山陸上競技場や小田原テニスガーデンなど幅広くスポーツ施設の充実を図ってきました。しかしながら、「小田原市民スポーツアンケート」によると、「施設の数も整備内容も不十分」という意見が最も多い結果でした。一方、市内のスポーツ施設の利用頻度は、「利用したことはない」が5割以上もあることから、アンケート結果をもとに、さらに分析をする必要がありますが、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、今後は、多様化するニーズやスポーツ観の変化を踏まえた施設運営の在り方も研究する必要があります。なお、ウォーキングやランニングでの安全に配慮した道路整備なども求められています。

★小田原市のスポーツ施設について



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2015. 10月

2-8 スポーツ指導者の充実

本市では、これまで関係団体等を通じてスポーツ指導者養成事業を実施してきましたが、近年ではスポーツへの市民ニーズが競技を中心とした内容から、身近で気軽に楽しめる内容へと広がりを見せています。

今後、市民のスポーツニーズの拡大やスポーツ環境の変化に対応した新しい視点を取り入れるため、大学や関係機関等と連携し、スポーツ指導者の充実やスポーツ活動を多角的に支援する必要があります。

2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信

トップレベルの選手が繰り広げるパフォーマンスは、見る人を魅了し、スポーツ活動の動機づけにもなります。2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、こうした絶好の機会であるとともに、小田原市をホームタウンとする「湘南ベルマーレ」や、小田原アリーナをホームアリーナとする「湘南ベルマーレフットサルクラブ」など身近なプロのスポーツチームは、市民の誇りであり、スポーツ活動を始めるきっかけとなったり、今後スポーツをすることへの意識を高めるものとなります。

また、本市のスポーツ活動に関する情報提供は、ポスターやチラシを始め、広報紙など、紙ベースでの情報提供が主となっていますが、今後は、単に情報を発信するだけでなく、様々なメディアを活用して効果的にスポーツ情報を提供できるよう取り組んでいくことが重要となります。

3 目標

だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ生涯スポーツ社会の実現のため、現況と課題を踏まえ、気軽に、身近な地域や日常生活の中で運動を継続することを目指し、次のとおり定めます。

☆目標1

生涯スポーツを推進するために、幅広く関係機関が連携を図り、一体となった取り組みを展開します。

地域や学校を始め、26地区にある体育振興会・体育協会、21の競技団体、10のレクリエーション団体、そしてスポーツ推進委員協議会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体とともに、高齢者や障がい者にかかわる団体等も含め、幅広く関係機関が連携を図ります。そしてそれを効果的に市民に情報提供し、参加を促進することでスポーツ活動に接する機会を増やすだけでなく、継続してスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の土台を築きます。

◇目標2

子どもから高齢者まで、多世代にわたるスポーツ活動を地域ぐるみで推進し、屋外・野外で元気に体を動かせる機会を増やします。

子どもたちが小さな頃から体を使って遊ぶ経験を積むことは、成長してからもスポーツを日常的に楽しむライフスタイルを保つことにつながります。また、地域の力を活かして世代を超えたスポーツ交流を行うことは、スポーツのすそ野を広げるだけでなく、子どもや高齢者の体力づくりや健康増進などの効果も期待できるため、その機会の提供に努めます。

◇目標3

仕事や家事の合間に「日常生活の中でできる運動」をすすめるとともに、スポーツへの意識の高揚を図ります。

スポーツ施設に出向かなくとも、家事の合間の短時間に日常生活の中で運動できる(体を動かす)機会は多々あります。

また、テレビ等でトップアスリートのプレーを観ることで、スポーツをすることへの意識・意欲は高まります。こうした「日常生活の中でスポーツ」を意識することにより、スポーツ振興を図ります。

☆目標4

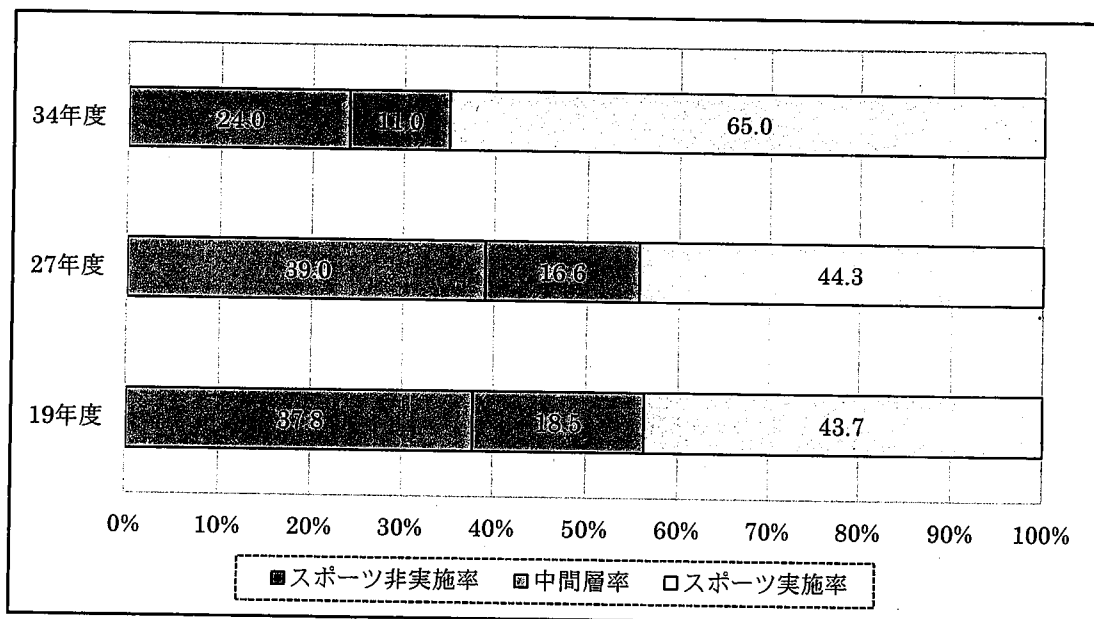
数値目標として、スポーツを全くしない人を15%減少させるとともに、成人週1回以上のスポーツ実施率を65%にします。

＜対平成27年度実績。目標年次は平成34年度＞

平成27年度に実施した「小田原市民スポーツアンケート」によると、1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している人の割合(スポーツ実施率)は44.3%となっており、また、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)は、39.0%となっています。そして、その中間層と言える「スポーツを実施してはいるが、週1回に満たない人」の割合(中間層率)は16.7%となっています。

国では、できる限り早期にスポーツ実施率を65%とするよう目標を定めています。本市でも、本指針の目標年次である平成34年度までにスポーツ実施率を65%にするとともに、スポーツを全くしない人の割合を15%減少させることにより、目標年次以降のスポーツ実施率をさらに高めることを目指します。

スポーツ実施率等の現状と目標



- ◆ スポーツ実施率 … 1回あたり30分以上のスポーツを週1回以上実施している人の割合
- ◆ 中間層率 … スポーツを実施しているが週1回に満たない人の割合
- ◆ スポーツ非実施率… スポーツを全くしない人の割合

4 スポーツ振興基本指針

本指針は、本市スポーツ振興における基本的な方向性を示すものであり、「目標」を達成するため、「する」「みる」「支える」の3つの視点に、日常を意識した「生活」というキーワードを加えます。



☆ 「する」スポーツの振興

スポーツを「する」ことは、楽しさや達成感、さらに仲間意識や連帯意識が醸成され、充実した自由時間の実現や、健康・生きがいづくりなど、様々な面でプラス要因につながります。

スポーツ志向の高まりの中、スポーツを「する」機会を充実させるとともに、これまでスポーツをする機会がなかった人たちへのきっかけづくりも今後のスポーツ振興を発展させる鍵となります。

生涯スポーツ社会実現のため、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができるよう、「する」スポーツを振興します。

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが主体的にスポーツを楽しめる環境づくり
- 初心者から上級者まで、レベルに応じたスポーツの推進
- ニュースポーツの推進など、スポーツを始めるきっかけづくり
- 日常生活に運動を取り入れる環境づくり

「する」スポーツ+「日常生活化」=暮らしの中で気軽に行える運動

アンケートでは、スポーツを行わなかった理由として、「仕事(家事・育児を含む)が忙しいから」という理由が多く見られました。しかしながら生活していくことは体を動かすことである以上、日常のどこにでも運動の機会はあるはずです。日々の暮らしの中で気軽に行える運動を進めることで、運動への気付きを促し、スポーツ実施率の向上を図ります。

☆「みる」スポーツの振興

「みる」スポーツは、スポーツの楽しみ方や参加のひとつの形態であり、スポーツ文化の新しい楽しみ方として市民生活の中に定着しつつあります。そして、「みる」スポーツは家族で楽しむことができるなど、誰でも気軽に取り組めることから、スポーツのすそ野を広げることにもつながります。また、競技者のパフォーマンスに感動やあこがれが生まれ、スポーツをする動機づけにもなり、さらにはトップレベルのスポーツを「みる」ことは競技力の向上につながることも期待されます。

市民が広くスポーツに興味・関心を持ち、またスポーツへの参加が動機づけられるよう、「みる」スポーツを振興します。

- 家族でスポーツを「みる」ための環境づくり
- 「みる」スポーツから「する」スポーツへの動機づけ
- 「湘南ベルマーレ」等、地元チームとの連携
- 競技力の向上、競技スポーツ振興へのつながり

「みる」スポーツ+「日常生活化」=オリンピック・パラリンピック等を契機とした、日常とスポーツとの融合

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、日本中がスポーツ観戦ブームに沸くことが予想されます。その時はテレビ、インターネット等を通じて、多種目に渡る質の高いトップスポーツを観ることができるようになります。このスポーツ観戦の機会の増大をチャンスと捉えて、大会後も暮らしの中で様々なスポーツ観戦の習慣を育て、日常とスポーツとの融合を推進します。あわせてこれを契機に、市民を「みる」スポーツから、「する」スポーツや、指導員・スポーツボランティア等「支える」スポーツにつなげ、未来へ続く一層のスポーツ振興を図ります。

☆ 「支える」スポーツの振興

システムの構築や施設整備、さらに指導者の育成など、「支える」スポーツを支援することもスポーツ振興に必要なものです。

また、学校や地区体育振興会・体育協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブなど、関係団体の連携強化もスポーツを「支える」重要な役割を担います。さらに、市主催のイベントなどで活躍するスポーツボランティア活動も、スポーツを「支える」大きな柱となります。

豊かなスポーツ活動が促進できるよう、関係団体の連携や施設整備など、ハードとソフトの両面から「支える」スポーツを振興します。

- 多様化するニーズを踏まえたスポーツ情報の提供、施設の整備
- 学校や地域、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等の新たな連携
- スポーツ非実施率を減少させるための指導者育成
- スポーツボランティア活動の促進

「支える」スポーツ＋「日常生活化」＝スポーツとコミュニティの活性化

地域には地域の力が、スポーツにはスポーツの力があります。地域の力を活かすことはスポーツ振興のための重要な方策ですが、同じく、スポーツの力を活かすことは、生活していくうえで必要不可欠な地域コミュニティを活性化するためにも有効であると言えます。つまり、それらは別々のものではなく、互恵的な関係にあります。

一般に「支える」スポーツとは、「スポーツ〈を〉支える」ことですが、今後の人口減少時代を見据えて、「スポーツ〈が〉支える」という視点も、新たに求められていると考えます。

生活保護担当職員が着用していたジャンパーについて

1 概要

平成19年度当時、生活保護担当職員有志で自己負担により揃いのジャンパーを作成した。以降、新たに生活保護担当となった職員は、希望者が当該ジャンパーを自己負担で購入し、特に冬場の訪問調査等の防寒用として着用するようになった。

第三者より、不適切な表現が記載された当該ジャンパーを生活保護担当職員が着用しているとの情報を受け、事実確認が行われた。

2 経緯

平成19年7月5日、当福祉事務所において職員が切りつけられるという傷害事件が発生したが、業務量が多いことに加え、職員のモチベーションも低下していた状況にあったことから、不正受給を許さないというメッセージを盛り込みつつ、職員の連帯感を高揚させるために当該ジャンパーを作成することとなった。

当該ジャンパーに記載されている内容は、外部に向けたメッセージではなく、仕事が大変な職場であることから、自分達の自尊心を高揚し、当時の疲労感や閉塞感を打破するための表現であったとのことである。

3 対応

- 平成29年1月16日
- ・現在の生活保護担当職員及び平成19年度以降生活保護担当であった職員に対し、所有している当該ジャンパーの着用禁止を周知。
 - ・加部副市長から、福祉健康部長、同副部長、生活支援課長、同副課長、同係長に対し嚴重注意。
 - ・加部副市長は、給料の10分の1を1ヶ月辞退。
- 平成29年1月18日
- ・企画部長名で市全職員に対し、「適正な業務の執行について」通知。
- 平成29年1月19日
- ・市長より、福祉健康部長、同副部長、生活支援課の課長以下全職員に対し訓示。
 - ・市長より、臨時部長会において全部局長に対し訓示。
 - ・本市の全被保護世帯に対し謝罪文を発送。
- 平成29年1月20日
- ・市ホームページへ謝罪文を掲載。
- ※広報おだわら2月1日号へ謝罪文を掲載予定。

4 再発防止に向けた今後の取組

- ① 外部有識者を交えて検証及び改善策を検討する場の設置
- ② 全部局の職員を対象とした人権に関する研修の実施
- ③ ケースワーカーとしての基本知識に関する福祉事務所内研修の実施
- ④ ホームページや保護のしおり等制度周知内容の見直しを適宜実施

5 問い合わせ状況(平成29年1月25日現在)

合計 1,999件(内訳:批判 1,064件、擁護 899件、その他 36件)

小田原市立病院院内保育所における入所幼児の死亡について

1 経緯

平成29年1月20日（金）午後2時30分頃、保育士（委託職員）が昼寝中の幼児（2歳女児）を確認したところ、唇が青白く、頬が冷たくなっていたことから、小田原市立病院救急外来において、小児科医師、救急科医師等が心肺蘇生等を行ったが、死亡が確認された（同日午後3時19分）ため、小田原警察署に状況を報告した。

その後、小田原警察署によると司法解剖の結果、当該幼児は「病死若しくは自然死」であり、感染症の疑いがあるため、今後、どのような感染症かを調べるとのことである。

2 発生時の保育状況

	利用者数 (人)	保育士数 (人)	配置基準 ※
乳児	3	2	乳児：3人につき保育士1人
幼児	12	4	1、2歳児：6人につき保育士1人
合計	15	6	

※認可外保育施設指導監督基準

3 今後の対応

現在、感染症の特定がされていないため、院内保育所は、当面、通常どおり開園することとするが、院内保育所では乳幼児の健康状態を注意深く見守り、万一、変化等があれば当院小児科と連携して適切に対応することを保護者に周知した。

また、今後、小田原警察署が行う感染症に係る調査結果を踏まえて、市立病院として、より安全な院内保育所の運営体制の確保に努める。

【参考】

1 施設名 小田原市立病院院内保育所

2 事業開始年月日 昭和49年4月19日

3 施設の種類の等

- (1) 施設の種類の 認可外保育施設のうちの事業所内保育施設
- (2) 施設の設置者 小田原市
- (3) 施設の管理者 小田原市立病院
- (4) 施設の運営事業者 株明日香 (所在 神奈川県横浜市西区)

4 開所時間

昼間保育：平日及び土・日曜日の午前7時30分から午後7時まで
(平日のみ延長午後8時まで)

夜間保育：火曜日及び木曜日 午後3時から翌朝10時まで

5 定員等

(1) 定員 30人

(2) 対象乳幼児

病院職員(臨時職員を含む)が扶養する未就学児(0~6歳)のうち希望者

(3) 登録児数 57人(平成28年12月現在)

内訳

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳~就学前	計
登録児数	18	13	14	7	5	57

6 運営職員

保育士15名(委託業者)及び調理員1名

7 利用状況(昼間保育)

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (4~12月)
延べ利用人数	4,121	3,645	2,694
1日平均利用人数	12	11	10

小田原市立小学校の児童への資料の誤配付について

1 発生日時

平成 29 年 1 月 23 日（月） 午前 8 時 40 分頃

2 発生場所

小田原市立芦子小学校 3 年生教室

3 経緯

平成 29 年 1 月 23 日（月）午前 8 時 40 分頃、朝の会の際に、担任が欠席のため代替で対応した教諭（非常勤職員）が、学校だよりと共に、誤って教職員組合関係資料（日教組教育新聞、日教組月刊紙等）を、学級内の家庭数児童（上学年に兄弟姉妹がいない）18人に配付してしまった。

翌日、保護者からの市教育委員会への指摘により学校は誤配付を認識した。

4 その後の措置

- ・ 該当家庭の保護者に緊急連絡にて事実を伝え、各家庭を訪問し回収。
（24日～）
- ・ 各小中学校へ「適正な配付文書の管理・徹底について」を通知。（25日）
- ・ 該当校長および該当教諭（非常勤職員）に対し教育長から口頭注意。（26日）

